

平成21年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成21年3月23日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成21年3月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	教育長	平田 武君
公営企業管理者職務代理者			河村 常和君
総務部長	岡村 春雄君	産業建設部長	斉藤 正明君
健康福祉部長	椎木 千明君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	末永 健寿君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	総務課長	中野 守雄君
政策企画課長	平田 好男君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が7名でありますので、通告順に質問を許可します。14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。改めましておはようございます。通告させていただきました防災訓練及び防災具の整備について質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災訓練であります。この点については、同僚議員が数回質問され、答弁もいただいておりますが、自然の人間への反抗とも言えるような災害が各地で発生し、大きな被害を受けております。

御存じのように、災害は、台風襲来のように気象庁の予報である程度予期し、防災に最大限に対処できるものと、火災発生においては初期消火がいち早く求められると考えます。特に地震にあっては、本町においては山口県で唯一東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けており、地震大国・日本の宿命であると考えます。

地震は時も場所も選びません。こういった災害に対する防災意識の高揚ということで、学者とともにマスコミを初めとして、特に山口県も力を注ぎ、防災ハンドブックなどの冊子を提供し、幅広く指導されています。

先日からも防災研修会を防災センターにおいて開催されています。関東大震災を教訓に、毎年9月1日を「防災の日」と定め、全国各地で防災訓練が行われておりますが、防災訓練の中で地

域間内の団結がいま一度強いものとなり、もし災害が発生した場合、どのような避難行動をすればよいのか、あるいはどのような準備などをしたらよいのか、特に災害弱者にはどのように対応していくのかを、常日ごろからの防災訓練の中で防災意識の高揚を図る必要が大いに必要であると考えます。

本町において毎年一度の町全体あるいは各自治会単位でも実施に向けて、行政としてどういった考えであるのかをお尋ねいたします。

2点目であります。先ほど防災訓練についてお尋ねしましたところと重複するところがあると思いますが、火災発生時には周防大島町消防団、消防署の方々には平素多大なお力をいただいております。火災発生時には、まず第1に初期消火をいかに迅速に行われるかと思っております。さきの議会でも質問させていただきましたが、建物の規模によっては消火器の設置が義務づけられておりますが、各戸への家庭用エアゾール式消火器の設置も考え、火の不始末等に対していち早く、だれでも初期消火に使用できると思っております。この消火器の設置は、マンション、アパート等では各戸へ設置されていると聞いております。総務課には見本も置いているということではありますが、できるものなら防災の必需品として各戸へ啓発していく必要があると考えます。

さらに、住宅火災による死者の約7割が逃げ遅れによるもので、そのうち6割程度が65歳以上の高齢者となっているそうです。住宅火災から大切な生命・財産を守るために、こういった状況を踏まえ、消防法や火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。通告書には火災「報知器」としてありますが、「警報器」と訂正させていただきます。

御存じのように、新築住宅にあっては、平成18年6月1日から適用されていますが、平成18年6月1日以前に既に建っている住宅は、平成23年6月1日までとなっていると思います。これは、火災予防条例では主として寝室となっていますが、連動型として台所等にも設置すれば、独居の方にも有効かつ迅速に火災を知ることができ、もし火災が発生した場合、初期消火はもちろんのこと、住居からいち早く避難できると考えます。

テレビ等でメーカーがコマーシャルを兼ねて説明しておりますが、こういったことを住民の方へわかりやすく、総務課だけでなく、総合支所、出張所でも十分な説明、対応ができるようにしなければならぬと考えます。

また、台風襲来の予報が出た場合には、各支所に今現在土のうの準備がなされ、各支所は充実されており、この点については町民の方々は大変感謝いたしております。先日の委員会でも質問させていただきましたが、今以上に今後も各支所とも迅速に対応ができる体制をしていただきたいと思います。

さらに、災害が発生し、罹災を受けることが起こった場合のために、旧橋町では、各戸に非常用袋を整備されていたとお聞きしておりますが、本町全体にもこの非常用袋の整備がいろんな面

において必要であると考えますが、以上、この防災具の整備についてどのようなお考えであるのか、先ほど申しあげました防災訓練と、以上2点について質問させていただきます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、平川議員さんの防災訓練についての御質問にお答えをいたします。

東南海・南海地震対策推進地域の指定を受けておりますこの周防大島町、県もこの大島地域をその対象の重要地域と位置づけまして、昨年11月には県防災センターも完成をいたしました。町が指定管理者を請け負っておりますが、防災対策の拠点として防災研修などを実施してきているところでございます。今議員さんのお話にもありましたが、先般も防災講演会等、周知の対策のための講演会等も行ったところでございます。

防災訓練でございますが、本町の地形や地域の状況から考慮いたしますと、災害時には地域住民の自助・共助による初期対応が極めて重要になってまいります。訓練の形式といたしましては、全町的な訓練と地域的な訓練があるかと思いますが、本町の場合、先ほど述べましたことから、全町的な大規模訓練というよりも、旧町単位など、地域に重点を置いた訓練がより効果的ではないかというふうに考えております。その上で全町的な災害を想定した災害図上訓練を、県や警察、消防署、消防団、自治会、住民というふうな方々を取り込んで、防災関係機関の協力を得ながら、防災センターを拠点にして実施をしたいと考えておるわけでございます。

ここで、災害図上訓練のことを若干申し上げてみたいと思いますが、災害図上訓練は、大きな地図を用いまして、地域で大きな災害が発生する事態を想定いたしまして、地図と地図の上にかける透明なシート、その透明なシートにペンを用いて危険が予測される地域または事態をシートの上にどんどん書き込んでいくという訓練でございます。どんどんそういうところが出てくると、これがいわゆるハザードマップの役割を果たしてくるというものでございます。事前に危険を予測できることと同時に、避難経路や避難場所、即応性のある避難準備の徹底、地域住民や関係機関におけるいかなる対策や連携が必要かなどの検討を参加者の間で共有することができるというふうな訓練でございます。非常に有効なものであらうと思っております。こういう全町的な災害に対応するような図上訓練を行ってまいりたいと思っております。

また、訓練の時期や内容についてでございますが、今後、関係機関と協議を重ねながら計画をしてまいりたいと考えておりますので、実施の際には、議員さんも含めて、広く皆さんの御協力を賜りたいと思っております。

また、各自治会単位の防災訓練につきましては、機会あるごとに実施のお願いをいたしているところでございますが、自治会防災訓練に対する補助も平成18年度から実施をいたしております。これまでに既に6地区が活用され、避難訓練や図上訓練、炊き出し訓練などを実施いただいております。

るところでございます。

自治会の訓練につきましては、役場職員の支援は当然でございますが、関係機関への協力も要請いたし、積極的に訓練を実施いただきますよう、今後とも各自治会へ働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

また、地域や各種会合へ出向いて行う防災の出前講座等も実施をいたしております。気軽に防災の学習を行うことができますので、ぜひとも役場消防防災班のほうに御連絡をいただく、または総合支所のほうへ連絡をいただきながら、こういう活動について御利用いただきたいと思っておるところでございます。

次に、初期消火の重要性についてでございますが、初期消火の重要性は、皆さん御存じのように、広く知られているところではありますが、そのため粉末消火器あるいは比較的簡易な家庭用のエアゾール式消火器等について各戸に設置するように、消防署などでも住民の説明会または防災週間等で住民の皆さん方をお願いをしているところでございます。積極的に初期段階での消火に備えていただきたいということを考えておるところでございます。

ただ、家庭備えつけの消火器で消火可能な火災というのは、天井に到達するまでの初期の火災に有効でありまして、大きな火災になる場合もありますので、消火器に頼り過ぎたり、通報がそういうことでおくれるということのないよう、取り扱いには十分な注意が必要となってくると考えられるところでございます。

住宅用の火災報知器の設置についてでございますが、議員さん御指摘のように、平成16年に法改正されました消防法によりまして、新築住宅では平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては平成23年6月1日までに設置をすることが義務づけられました。このことについて、住民への周知につきましてはの御質問でございましたが、平成18年設置の必要性と義務化の説明と同時に、悪徳の訪問販売の被害に遭わないようにという注意も促しました内容で、全町回覧を行いました。その後2回ほど同様の内容を広報に掲載し、広く設置等を呼びかけながら、また注意も呼びかけておるところでございます。

この火災報知器設置義務につきましては、個人住宅という居住者の自己責任においてつける場所での火災に対する安全を確保するための手段として位置づけられているところから、特に罰則規定等も設けられておりません。そういうことからして設置率が余り上がっていないというのが現状ではないかと思っております。

今後とも、広報、各集会等におきまして、みずからの家や家族の命・財産を守るためにも、火災報知器の重要性を啓発し、その設置を啓発してまいりたいと考えております。

旧橘町の非常用袋についての御質問がございましたが、これは町制施行40周年記念事業の一環といたしまして、平成7年度に各戸に配布をいたしております。台風や豪雨災害等が相次いだ

ことから、住民の防災意識の向上も兼ねまして、記念事業として配布をした経緯がありますが、非常用袋の配布につきましては、当然町も大きくなりましたことでもあります、かなりの経費がかかるということでございまして、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

なお、防災用具や非常食につきましては、久賀の防災センターに展示を始めました。町民への周知を行っていききたいと思っております。非常食につきましては、5カ年計画で整備を進めてまいります。随時更新をしていく予定でございまして、防災センターに備蓄をしておりますので、またごらんいただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今、防災訓練について答弁をいただきましたが、私自身、ほかの県の質問でも申し上げましたが、災害が発生した場合、まず第一に自分が自分を守る 自助、お互いにみんなで助け合う、守る 互助、最後に自分たちが守れない場合、行政、特に消防署、警察署、自衛隊、消防団、周防大島町といった公助で守っていただくことではないかと考えます。

そうすると、周防大島町地域防災計画でも言われております、自治会における自主防災組織の確立が大いに必要不可欠だと考えます。大島商船高等専門学校では、学校一丸となって防災ボランティアを立ち上げ、非常に備え、リヤカー隊もあるそうでして、先生を初めとして生徒さんの気構えには頭が下がる思いでございます。

行政として、地域や各種学校への防災の出前講座を実施しているということではありますが、特に災害弱者に対する点については、さきの議会からほとんど進んでないように考えます。高齢化社会の進む本町においては、立ち上げが大変困難な自治会もあると思っておりますが、隣の自治会等で協力し合って確立しなければなりません。こういったことへの助言、提言を行政として、自治会集会、いろんな協議会等で、また広報で説明されておりますが、いま一度啓発する必要があると考えます。そうなれば防災訓練にも力が入り、地域間のコミュニケーション等もできます。災害に対する意識の高揚が大きく図られると考えます。

自治会防災訓練が6地区されているということではありますが、その訓練内容、写真等を広く広報などで説明していく方法もあると考えます。それらの点について再度お尋ね申し上げます。

議長（荒川 政義君） 中野総務課長。

総務課長（中野 守雄君） 防災訓練についてお答えいたします。

議員さんがおっしゃられます自治会防災組織、件数的にまだそんなに数はございません。自治会の防災訓練を積極的に進めていただいて、その結果、そういう自治防災組織を結成していただきたいということで、今後とも推進を図ってまいりたいと思っております。

先ほどおっしゃられました、いわゆるいま一度啓発をということでございますが、昨年度防災

センターも完成いたしましたして、それを拠点にしているいろいろ今研修をやっております。この夏ごろには防災公園も完成いたしますので、それを経緯といたしまして、周防大島町の防災の啓発、推進に一層努めてまいりたいと思います。

先ほどの広報に自治会などの写真を載せて啓発してはどうか、防災センターにそういうパネルを出して住民に十分啓発したらどうかということですが、今後そのような方向で行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほど申し上げましたが、特に災害弱者、このほうの訓練等々はどいった形になっているのか、いま一度お尋ねします。

議長（荒川 政義君） 中野総務課長。

総務課長（中野 守雄君） お答えいたします。

災害弱者ということですが、先ほど町長の答弁もありましたように、訓練については旧町単位、旧町でもいろんな地域性もありますでしょうが、とりあえず旧町単位、そして旧町でもいろいろな地形があれば、その中でまた細分化ということで、やはり周防大島町全体の防災訓練ということになりますと、なかなかそういう災害弱者というところまでのきめ細かな訓練ができないと思いますので、旧町単位あるいはかなり限定した地域ということで、今後、年ごととか、そういう格好で地域的な防災訓練をやっていきたい。その中で弱者に対する訓練も十分行っていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 災害になったとき、一番困るのがやっぱり災害弱者というように考えます。その辺の点については、やはり社協さん、民生委員さん、また地域一丸となってそういった訓練をやっておかないと、いざ、それは昼間ならいいんですが、夜間等々になれば、今度はパニックになるんじゃないかと思います。その辺のところは、やはり今後も啓発していただくようお願い申し上げます。

次に、防災具の整備についてであります。家庭用エアゾール式消火器について、これは以前の議会でも説明しております。高齢化の進む、また独居の方のためにも、簡単な取り扱いで使用できる消火器は、初期消火を迅速に行うことができますので、こういった啓発にはいま一度努めていただきたいと存じます。

私の自治会では、毎年、防災訓練を行っておりますが、一昨年行われました防災訓練においては、消防署の方の指導を仰ぎながら、老若男女問わず、取り扱いの訓練を行い、参考までに消火

器の購入の2分の1を自治会負担、2分の1を各戸負担で約40戸すべて整備しております。やはり私は今後こういった自治会もありますよというのを広く広報していただきたいというように思っております。

次に、火災警報器の件であります。以前にも日良居地域で火災発生により尊い命が奪われ、久賀地域も昨年の年末に大火災が発生し、久賀総合支所地域支援班を筆頭に、消防署、久賀消防団の懸命な消火活動により住居の延焼は防ぐことができました。しかしながら、1名の尊い命を奪われ、出火原因は把握しておりませんが、住宅用火災警報器の設置の必要性を大きく求められたと考えます。いま一度大火災を教訓に、火災警報器の設置の啓発を行う必要があると考えます。

また、設置場所などについては、市町村条例で定められるということではありますが、罰則等は設けられていないというようになっております。設置費用等を住民にわかりやすく、幅広く周知していかなければなりません。

次に、非常用袋であります。ここ近年、各地で大地震が発生し、大被害を受け、その罹災状況がマスコミ等で報道され、そのときは自然災害のすさまじさを痛感しておりますが、時が過ぎれば、そのことを忘れてしまいがちであります。国、県は各地で地震に対する研修会を開催し、防災意識の啓発を図っております。災害が発生した場合、罹災者が何を一番必要とされたかで、今現在、非常用袋が市販されているそうです。防災行政無線の整備もあとわずかであります。非常用袋の整備に対し早急に予算組みをお願いいたします。

こういった防災訓練、防災具の整備は、はっきり言って、もし災害が発生したらという仮定のもとで結果が後をついてくることかもしれません。しかし、こういった整備の下でわずかでも功を奏したとなれば、「元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島」を将来像に掲げている大島となると思います。どうかいま一度防災意識の啓発、これは本町の大きな大きな課題であると思います。

以上、2点についていま一度今後の前進なる検討を取り組みをよろしくお願い申し上げ、一般質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、平川議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村でございます。ただいま平川議員からの防災についての対応について、私が今から申し上げるところに重複するところがあると思います。また、町長さんからもやはり初期消火、いろいろ防災についても説明がございましたので、同じようなことになるかと思っておりますけれども、再度、私は高齢者、それから特に障害者世帯について強くこのところはお願ひし、申し上げたいと思います。

やはり住宅用火災報知器設置につきまして、小さいことであるかもわかりませんが、やはり人命にかかわることですので、質問させていただきます。

住宅用火災報知器の、これはいわゆる火災警報と申し上げないのは、耳の聞こえない方、音で察知できない方、いろんな高齢者の方がおられますので、ここで私あえて住宅用火災報知器ということをおっしゃらせていただきます。

住宅火災報知器の、先ほどから平川議員がおっしゃいましたように、平成16年に改正されました消防法により、平成18年6月1日以降に建てられた住宅は設置義務となりました。既存の住宅にも平成23年5月までには住宅火災報知器を設置しなければならないということになっています。

火災は、やはり起こさないようにすることが一番ですが、現実的にはなかなかそうもいきません。昨年も久賀の独居老人の方が住宅火災でお亡くなりになっています。その方は耳が不自由な方だったようでございます。やはり初期消火ということがとても大変大事になってきますけれども、これがもうちょっと早ければ防げたのではないかということにも気がついております。

やはり住宅火災による死者のうち、半数が65歳以上の高齢者というデータもあります。本町の高齢化ということをお考えすれば、早急に火災報知器の設置をすべきと思います。現実的に独居老人の方に火災報知器を設置してくださいと言っても、具体的にどうすればよいかかわからないケースもあると思います。

ここから質問ですが、国からの財政補助的な制度はどうなっているのか。町民への、先ほど申しておられましたけど、やはり周知の細かな方法、それから補助制度はあるのか、特に高齢者独居世帯・障害者世帯に対して特別な配慮をお願いできないでしょうか。また、町としての設置義務のある戸数、経費、どのような計画で設置か、細かいことですが、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの住宅用火災報知器設置についての御質問でございますが、全国的に見て、住宅災害による被害は年々増加傾向にあります。建物火災の9割を占め、犠牲者のうち約7割は、逃げ遅れによるものとなっております。また住宅火災の発生は、就寝時間帯に集中しているものが特徴となっております。

そのようなことから、議員さんがおっしゃられましたように、平成16年の消防法改正によりまして、経過措置はあるものの、新築・既存を問わず、すべての住宅に火災報知器の設置が義務づけられました。

住民への周知につきましては、消防法改正を受けまして、回覧とか広報等によりお知らせしてきたところでございますが、まだまだという御指摘でございます。また、高齢者学級等におきま

しても、火災報知器の必要性や義務化の説明をするとともに、悪徳訪問販売の被害に遭わないように指導してきたところでございます。

火災報知器は、電器店やホームセンターなどで販売しておりまして、日本消防協会が鑑定したNSマークのついた機器をお勧めいたしております。火災報知器の設置場所は、寝室や階段の天井、壁などで簡単に取りつけることができますが、高齢者の方などはなかなかそれができないという御指摘でございますが、できれば御近所の方とか、また消防団等の幹部会等でもそういうことを周知し、相談があった場合には、また相談がなくても、高齢者の世帯にはそういうことをやっていただきたいということも消防団にもお願いしてまいりたいと思いますので、ぜひとも消防団の団員または消防団の各地区の幹部の皆様方にも御相談をしていただけたらと思っております。

価格は、熱、煙式とも1個数千円のものから、さらにまた高額なものという、いろいろありますが、設置につきましての補助につきましては、今のところ消防法が改正されたということでございますが、国を単位とした補助制度というものはございません。再度、県や広域消防組合等にも確認をいたしておりますが、特に県での補助というものも今のところはないようでございます。

そこで、設置に係る補助制度はないとの回答で、本町独自の補助はどうかということになるんでございましょうが、1世帯当たり3,000円のを3つつけると約1万円ということで、1万世帯で1億円かかるということでございます。その一部を補助するというをお考えなのではないかと思いますが、今現在のこの多額の経費の中からどのぐらいの補助ということになるのか、ちょっとまだそういう御質問はございませんでしたが、大変厳しいという状況であることに変わりはないと思います。

また、御質問の中で、高齢者世帯とか障害者世帯にはどうでしょうかという御質問もございました。例えば、考えられることといたしましては、65歳以上で一人で暮らしておる方、または寝たきりの高齢者を抱えておる世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、例えば所得が低い世帯とか、または身体障害者1・2級等の世帯とか、または御質問にもありましたが、重度の聴覚障害者が在宅する世帯などにつきましては、補助につきまして鋭意また検討を進めてまいりたいと思います。

いろいろな面でこういう生活弱者と言われる方につきましては、ほかの制度もいろいろ充実しておりますが、この火災報知器については、今のところ町独自ののものもないようでございますので、そこら辺でこういう補助、補助率も関係ありますが、どのぐらいの費用が要って、どのような必要があるのかということも十分検討してまいりたいと思っております。

今後とも、広報や各集会等を通じまして、一般の方への周知、みずからの命、またはみずからの家庭・家族の命・財産を守るために、火災報知器設置の必要性、また購入、使用の方法等を周知し、その推進は図ってまいりたいと考えております。

なお、町が町として設置義務を負っている家屋についてでございますが、火災報知器設置を行う町営住宅は641戸あります。その中で平成20年度より設置を開始いたしまして、平成20年度にはすべての住宅について完了する予定でございます、その経費につきましては約1,600万円を計上いたしておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） いろいろありがとうございます。そういう報知器の取り付けとかいうのは、私たち老人クラブがそういうことを奉仕しようという今声が出ているわけでございます。それで、そういう方々の報知器のつける場所、そういうふうなことも、耳が聞こえない方には煙がいいかなと、やはり割合お若い65歳、70歳前ぐらいの方でも、耳のやはり聞こえない方が多々いらっしゃるよう聞いておりますし、お見受けしておりますので、そういう方はまず煙で、やはり火災が起こる前の煙は天井をはいますので、廊下などでいち早くそれを察知できるとか、いろんなことを私たちも意見を出し合って今検討している最中でございますけれども、やはりそういう奉仕的な設置の費用もかかるかと思っております。できれば重度の障害の方、寝たきりの方、そういうふうな方に、少しでも結構でございますので、何かの方法で少しでも助成いただければ大変幸せるかと思っております。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、中村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。それでは、私が通告しております西ヶ原住宅について質問させていただきます。

この問題につきましては、今まで何度か議会全員協議会で訴訟の提起についての議決をされるまでは、本案件の内容、その交渉の経過が説明され、議決後は昨年3月、訴訟のための準備状況が報告されたと記憶しております。

先日の議会全員協議会で議決後の対応について若干の説明がなされましたが、同僚議員の質問また町長の回答について、私としては理解に苦しむ点が何点ありました。

そこで、まずこの問題を町が確認したのは合併直後の平成16年10月であったと思いますが、それから訴訟の提起についての議決がされるまでの相手方との交渉の概略、これは主なもので結構です。

議決後の町及び全権を委任し、着手金40万円を支払った弁護士の訴訟に向けての対応、これについては詳細について説明をお願いしたいと思います。また、議決後に交渉をしたということですが、それはいつ、だれが行ったのかもあわせてお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 田村議員さんの西ヶ原住宅団地の土地の問題につきましての御質問でございます。お答えしたいと思います。

久賀地区西ヶ原住宅団地は、昭和52年度と昭和53年度に建設をされたものでございます。その用地は、昭和52年9月から10月にかけて、旧久賀町の土地開発公社が先行取得したものであります。

本件の土地問題が判明いたしました経緯を申し上げますと、平成16年10月中旬に、この用地の地権者の相続人の一人であります西村公雄氏という方、同氏は、今現在、町が本件の訴訟予定といたしております相手方の西村吉治氏の本家の筋に当たる方で、直接この方は関係ないんですが、この方から一番初め町のほうに申し出があったということでございます。その内容は、西ヶ原住宅用地内に父親名義の土地があって、固定資産税が課税されているが、そのことについて調査してほしいという依頼がありまして、調査の結果、住宅用地内に所有権移転登記がされていない西村公雄氏の父親の西村菊治氏名義の土地、これは2160番地の1でございますが、それともう一つは、西村吉治氏の名義の土地、2157番地の1及び西村吉治氏の祖父であります西村兵吉氏の名義の土地、2157番の5が存在することが判明いたしました。

なぜ当該土地が取得後直ちに所有権移転がなされていなかったのか、その原因につきましては、既に今まで何度も御報告を申し上げておりますが、非常に古いお話でございまして、その原因等につきましては定かではありません。本件が判明いたしました後の平成17年2月に、2160番地の1の土地につきましては、西村公雄氏と町への所有権移転登記の交渉を行いました。当該土地が父親名義であるために、相続登記をまず済まし、その完了後に町へ所有権移転登記をすることにつきましては御了解をいただきました。要するに、その西村菊治氏の名義の土地でございます。

なお、先日、相続登記が完了したということの通知を受けましたので、近日中にこちらの分につきましては、所有権の移転登記の手続が行われるという予定となっております。

また、本件訴訟の相手方の西村吉治氏とともに、平成17年2月以降、平成18年9月までの間に同様の交渉を数回にわたって行いましたが、今現在その合意には至っていないという状況でございます。そのため、平成18年12月の議会全員協議会におきまして、解決の方策は、所有権移転登記手続請求の訴訟しかない状況である旨の報告を行いました。

そこで、平成19年6月、それと平成19年12月の2回にわたりまして定例会において訴訟の提起について御議決をいただいたところでございます。

この中でいろいろ西村吉治氏とは協議を行っております。時系列の協議もずっとありますので、実は私も当時副町長でございまして、担当者、担当課長、担当部長等で交渉してはりましたが、

なかなか合意に至らないということで、私も何度か出向いてっております。一番の原因は、やはり一番初めに町の職員が西村吉治氏のところを訪れて交渉を申し入れたときの、その失礼な態度があったということが一番のネックになっておったというふうにとずっと考えておりました。

しかしながら、その事実を積み重ねていくうちに、皆さん既に何度も御説明申し上げましたが、当時の古い土地開発公社の契約書が出てまいりましたが、実はこの土地開発公社の契約書というものが非常にずさんな状態でございまして、契約する土地と契約者の名前が入れかわっておったり、またはいろいろな問題がありました。そういうことも含めて、ますます不信感を抱かれたということのようでございます。

それともう一点は、当時相続を受けた西村吉治氏の土地、それまでは非課税であった土地に、相続を受けたことによって課税権が発生し、それに課税をしておったということが非常にまた大きな問題となったということで、ますます不信感を増幅されたという状況もあると思います。

そういうことの経緯があって訴訟の提起ということになったわけですが、その後、顧問弁護士の指導によりまして訴訟に係る資料の作成等を行ってきたところでありますが、そこが今までの経緯でございます。

議会議決後の経緯の詳細について再度申し上げたいと思いますが、それまでの経緯は、詳しくは時系列でちゃんとあるんですが、そういうことを踏まえまして、19年6月の第2回定例会、12月の第4回定例会におきまして、所有権移転登記手続請求訴訟の提起をすることについて御議決をいただき、訴訟申し立ての準備を進めていたところでございますが、ちょうど私も7月の20日で退任をいたしましたし、西村氏もそういうことも十分わかっておられたようでございまして、私が町長に就任した後に、西村吉治氏から登記に応じる旨の連絡をいただきました。

その内容についてでございますが、契約書などの書類の不備または面積の相違、また当時訪ねてきた町の職員の非常に失礼な対応については、いまだ納得はしていない、しがたい面もたくさんありますが、土地が売買されているということについては、売買されているものだというふうには思っているというふうにおっしゃられました。

それで、その中に2つ土地があるんですが、一つの土地は吉治氏の名義になっております。もう一つの土地につきましては、吉治氏の祖父の名義になっておるので、その相続人の一人は外国にいるということですが、西村氏によりまして、その所在はちゃんと把握をしておると。解決のために協力をするというふうな申し出でありました。

この訴訟につきましては、先般も申し上げましたが、争うということが目的ではなくて、あくまでも町が買収した土地の所有権を町に移していただくということが本来の目的でございますから、所有権の移転に協力をするという前提でのお話であれば、私といたしましては、訴訟でもってやるというよりも、その訴訟の提起を暫時保留をいたしまして、相手方の誠意ある対応

を見守ってまいりたいと考え、今現在、訴訟の提起はまだ行っておりません。

西村吉治氏の関係の土地につきましては、今言いましたように2筆あるわけですが、2157番地1につきましては、西村吉治氏の名義でございますので、西村吉治氏とちゃんと合意ができましたならば、西村吉治氏から登記嘱託承諾書の印鑑と印鑑証明をいただければ、これは所有権の移転はスムーズにできるものと考えております。

しかしながら、2157番の5につきましては、これは当時、地籍調査をやったときは現地確認不能ということで、地目はため池になっておったわけですが、既にもう田んぼになっておったということでございまして、そういう土地でありましたから、多分おじいさんの名義になったままになっておったのではないかというふうに思っております。

そういたしますと、今現在、西村吉治氏が了解いただいても、その西村兵吉氏、おじいさんの名義からずっと相続の関係者の印鑑をいただかなければできないということでございますから、こちらのほうにつきましては、若干時間もかかるでしょうし、氏が言うように、外国におる方にも連絡がとれるということではございましたが、果たしてそういうとこまでちゃんと行ってからできるのかどうかというも、若干私たちも危惧しておるところでございます。そういうふうに相続人全員からの書類が簡単にすぐ集まるかどうかということも若干危惧をしておるところでございます。

そういうことで、顧問弁護士のほうとお話をしておりましたが、外国にいるという相続人の一人について、顧問弁護士事務所のほうから山口県の弁護士会を通じまして外務省に照会をし、なおかつ在バンクーバー日本総領事館にて把握し得る資料について調査をしていただきましたが、その所在が判明しなかったという結果を聞いております。

そういうことでございますので、1筆のほうはいいんですが、もう1筆のほうにつきましては、西村氏のほうでその所在の把握が本当にできておるのだろうかという心配の面もございまして、仮にもしこれが相続人が外国でちゃんと把握できていないのであれば、やはり裁判によって時効取得等をかけて町に所有権移転をするようなことになるのではないかとと思いますが、そのときも、例えば、同じ訴訟と申しまして、相手が悪いとか、こっちが悪いとかという意味ではなくて、訴訟によって所有権の移転ができるという法的手続によって所有権を移転させていただければ一番、けんかじゃなくて、合意の上での所有権移転ということになるのではないかと思います。

私たちも、町が町民の持つておる土地を裁判によって所有権移転させるということは本意ではありませんし、所有者の方からちゃんと合意がいただければ、できるだけそのような方向で持っていきたいというふうに思っておるところでございます。

そうでございますので、せっかく訴訟の議決をいただきながらこういうことになっておるのは、既に訴訟を起こす準備段階ではありましたが、その訴訟をするかどうかの協議をするという申し

入れではなくて、相手方から解決について協力をするという申し出でありましたので、私のほうとしては、その申し出に応じたわけでございます。先ほど言いましたように、外国に居住しておられる方もおりますから、果たしてそういうふうなことがちゃんとできるかどうかということは若干疑問を持っております。そうでなければ訴訟の議決をいただいておりますので、それに基づいた訴訟による解決ということにもなると思います。

先ほど申しあげましたように、そうであったとしても、そういう表現は適切でないかもわかりませんが、けんかをしてから裁判を起こすという意味ではなくて、合意の上でそういう法定手続がとればというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） これは議決後、弁護士に既にもう着手金で40万円払っていると。そうすると、これはもう弁護士が後のことは全部やってくれるのが当たり前なんですけどね。議決した後に、今のお話を聞いている限りでは、町長一人が交渉したというような話、ほかの人は関知してないんですか。もう議決して40万円弁護士に払っているんですからね、本来はもう弁護士さん、後は全部責任を持ってやってください、これが筋じゃないかと思うんですけど。

再度お聞きしますが、議決して着手金を払った後、どなたが西村氏と交渉したのですか。その辺もう一度お願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） いろいろな方に、実は地元の御出身の方でございますし、また奥様もこちらの方ということでございまして、いろいろ同級生とかたくさんいらっしゃるわけですね。それで、そういう方もろもろ、議員さんにもそういうお声がかかった方もおられますし、また一般のこの地域の方にもそういう方もおります。私にもそういうことが入ってまいります。

実は私が退任しまして、直接私にもそういう話が入ってまいりました。交渉しておった副町長が退任したんなら、その選挙が済んでから、それでもう一回お話をしたいということでございましたので、そりゃその当時は町長に就任するかどうかは全く不確定であったんですが、選挙が済んだ後に、再度あなたとお話ししたいということがありました。そういうことで選挙の後に正式に私にお話があったということでございます。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 町長自身もそういう話で交渉したと受け取れるんですけど、そうしますと、弁護士に頼んで、本来弁護士がやるべきことを町長がやっているわけですけど、いつまでという期限なんかは定めてないんですか。その辺、いつまでに回答をよこせということは言っていないんですか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、2筆あるわけでございます、一筆は吉治氏の名義になっておるわけですから、吉治さんがその登記嘱託承諾書とそれに伴う印鑑証明をくれば、すぐにも登記ができるというふうに思っております。

しかしながら、いずれもその2筆の登記をちゃんと所有権移転していただかなければ、私たちはいつまでたっても他人の上に町の住宅が建っておるという状況、不法行為が解消しないわけですから、できればその2つを一緒にというふうに思っております。

それで、期限につきましては、例えば、一つのほうだけであれば、西村氏だけでできるわけですから、それはやってもいいと思いますが、ただ、西村氏のほうもいろいろこじれたという経緯もありますので、両方をということになるのではないかと考えています。

だから、願いはしてみたいと思っています、一つのほうだけでも先にやっていただけないか。もう一つのほうにつきましては、やはり海外におる方の、なかなか手続上の問題が難しいということも聞いておりますので、その部分については訴訟ということになるかもわかりませんが、そこまでの具体的な、いつまでにそれをやってくれるのかということまでは詰めておりません。

だから、2つを切り離して一つのほうだけをやるということであれば、御了解いただければ、すぐにでもできるのではないかと考えております。時期については、そういうふうな約束はやっておりません。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） これは期限を定めないと、いつまでたっても所有権移転はなされませんよ。

それと、そういう約束してやっているのであれば、今度訴訟を起こすにしろ、これ弁護士も困ると思うんですよ。すごくまた長期間かかって、その経緯の中で町長みずから動いていくということになると、我々が議決した意味は何だったのかと、何のために議決したのかと、ちょっと余りにもこの議会の議決を軽視しているんじゃないかと、その辺の町長の考えはどうですか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今おっしゃられることは十分よくわかりますし、議決をいただいたんですから、当然その訴訟でもってから所有権移転をなすべきだということは、そのとおりだと思います。

しかしながら、御本人のほうから実印と印鑑証明がいただければすぐにできるという状況であったものですから、そのことについては受け入れようというふうに考えたわけでございます。

先ほど申し上げましたように、この件につきましては、御本人様、要するに遺族の方なんですが、その方に、相続人の方にちゃんと了解をいただければ、訴訟になる必要は全くなかったというふうに私も考えておるんですが、それまでのいろいろなボタンのかけ違いがあったと、

また、私たちのほうにも非常に御無礼な言動があったということから、こういうことになっておるといふことからいたしますと、必ずしもその訴訟がいいのかどうか。そういうのであれば、もう少し事前に十分な交渉をすればよかつたんじゃないかということもいただくとするんですが、当時、平成17年から始めて19年ごろまでは、本当にそういう御理解がいただけるような状況ではなかつたということでごさいます、私は相手方の西村さんの心境はよくわかりませんが、非常に今は軟化していただいておりますというふうに思っております。

だから、議会のほうに議決をいただいた行為は、一部無になることがあるんじゃないかということになります、それにつきましては大変拙速過ぎたかなという反省はありますが。町民の方を訴えて、今は町民じゃないですよ、今は下松市の方なんです、町民の方を訴えて事を構えるというよりも、できればそういうことに合意の上でできれば一番いいのではないかと考えてやったことをごさいます。

しかしながら、先ほど言いましたように、もう一点につきましては、訴訟でないとなかなか難しいということにもなるかもわかりません。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 期限のことを聞きましたけど、私が聞いている範囲だと、ことしの1月末までに何とかしてくれということだったように、別ルートから聞いているんですけど、きょうは少なくとも3月23日と、もうかなり期限からおくれている。

ただ、こういう問題、このままだったらずっと長期間、長引きますので、せつかくこの議会で議決をとったんですから、それに従って訴訟で早急に解決するようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 1月までというのは、町長がかわりましたし、以前に町長から訴訟のための書類を出しておったのが、町長もかわった、日にちもたつておるんで、再度1月末までにその訴訟のための書類を出してくださいという期限が、弁護士から私どもに来たのが1月だったわけでごさいますね。だから、そのときに、一度こういうことになっておるんで、若干時間をいただきたいということは弁護士のほうに申しております。

議長（荒川 政義君） 以上で、田村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、第5番、平野和生議員。（「はい」と呼ぶ者あり）あつ、平野議員ごめん、暫時休憩をします。（笑声）済みません。ちょうど1時間じゃつたね。

午前10時31分休憩

午前10時41分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、平野和生議員。

議員（5番 平野 和生君） 5番、平野。3点ほど御質問いたします。

まず1点目、疲弊する第1次産業への対応はということで、昨年春から秋口にかけての燃油高騰は、今現在、終息状態にあると言えますが、既にガソリン価格は下げどまり、値上がりの方向にあると思われます。

数年前より、春から秋にかけての燃油の高騰は常態化しつつあると言っていいでしょう。そうした中で、農作物、魚等の収穫量は激減し、及びそれらの単価の低迷は二十数年続いております。需要と供給のバランスによって決定される市場価格に身を置いている農・漁業者に従事する者にとっては、1年1年が不安でなりません。

昨年は、燃油高騰対策に係る国の特別補正による事業がありましたが、万全とは言えませんし、また、農家にはそういう事業があったとは聞いておりません。その上、今日このごろの燃油価格の下げどまりから上昇傾向を見ると、またことしもかと不安に駆られるばかりです。

昨今、近隣市町村を見るとき、地産地消を掲げ、小中学校の給食等に地元で取れた食材を使うという事例をよく見たり聞いたりします。本町としても地産地消を推進しているのは理解しておりますが、町としてなお一層の推進を期待します。

また、夏の燃油対策も、町独自でも県、国に働きかけてでも早々に講じていきたいと思っております。椎木町政が目指す「合併して良かったと実感できる町づくり」「赤ちゃんからお年寄りまで、安心して幸せに暮らせる町づくり」に向け、どのように取り組んでいくのか、第1次産業の観点から見解を問うものであります。

2点目、町営住宅について、21年度予算の中で公営住宅一般管理費3,220万円余りのうち、修繕費、工事請負費合わせて1,450万円程度となっておりますが、今日の日本列島総不況の中で、建設業界もその範疇にあることは論をまたないところと思います。

国においては、今年度中に新年度の補正に入り、景気対策の補正を組むとテレビ・新聞等でよく報道されております。

本町において、町営住宅の老朽化による建てかえの必要性はないのか、適正な戸数はあるのか、入居条件等は厳しくないのか、若者の定住と景気対策の見地から町長の見解を問います。

3番目に、バス停の寒さ対策を求めるということで、近年、マイカーを持つ人がふえ、路線バスまたは町営バス等を利用する人が少なくなったとはいえ、年輩の方や障害者の方、通院の方のバス利用もまだまだあるように思われます。

そうした中、バス停で待つ折、特に冬の風雨の強いときにはいる場所がないとの話が入ってき

ております。バス停は、町が管理するものかどうか踏まえ、交通弱者のためにも風雨をしのげるバス停を望むものであります。

町としての見解を問います。

以上3点よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平野議員さんの疲弊する第1次産業への対応についての御質問にお答えいたします。

御指摘のように、第1次産業を取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして。そのうち、平野議員さんの御指摘のように、第1次産業生産物の価格低迷があります。昨今の景気低迷による消費の落ち込みも、短絡的に見れば要因として挙げられまじょうが、その大きな要因といたしましては、グローバル化の波の中で食料自給率の低下と相まって、農産物等の輸入自由化が挙げられるのではないかと考えております。

このことは、議員さん御指摘のように、需要と供給のバランスによって決定される市場価格、しかも国際的な競争価格の中にほうり込まれていることを意味いたしまして、当町のような田舎におきましては、その波に翻弄されるということも現状であろうかと考えております。

その解決につきましては、大きくは国内食料自給率の向上、輸入自由化制限の問題など、あるいは価格保障や所得保障といった制度検討などの問題も絡みまして、国家的な大きな課題であると言っているのではないかとと思いますが、地域的な課題ということになりますと、販路拡張や地域ブランド化の推進、価格向上に直接的な効果とはならないかもしれませんが、輸送・販売など中間利益を省略できる地産地消活動の推進も一つの方策ではないかと思われまじょう。

平成21年度予算におきまして、継続・新規を含めまして、もろもろの農林水産振興の予算を計上し、活性化を図ろうとしている次第であります。その中でも道の駅サザンセトとうわ周辺に、さまざまな人がチャレンジショップとして出店可能な特産品、土産品の販売センターの建設に取り組む予定をいたしてあります。販路拡張や地域ブランド商品の開発、地産地消の推進を図るために、その契機になる一つの試みとして期待をしているところでございまして。

次に、燃料高騰の問題についてでございますが、この問題は、昨年9月議会における平野議員さんからの御尋ねの際にも、支援策が非常に複雑で難解、とりわけ事務が煩雑過ぎるというような御指摘ございました。

今後このような問題が浮上することがないことを望むわけでございますが、再度浮上するようなことがある場合の緊急的な支援策に対する課題といたしましては、農家や漁家、農協や漁協などが知恵を出し合いながら、地方現場の意見と要望を踏まえたわかりやすく、効率的でかつ効果のある制度の提案をこちらからも国や県に逆提案をするということが必要なんではないかと思ひ

ます。

国や県からは、確かに直接的な補助でございますので、そう簡単に今できないということはよくわかりますが、やはり現場の声というものが、本当に制度をつくるほうの側に届いていないのではないかということも考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、1次産業のみを活性化するというのは非常に難しい状況にあるということは、皆さん既に御存じのとおりでございます。私も選挙戦を通じまして申し上げましたが、1次産業に2次産業、3次産業を組み合わせた第6次産業と言われておるようなもので振興を図るように力を入れてまいりたいと思っております。

要するに、生産をする側、加工する側、また流通をさせる側、それを販売をする側というふうに加え、1次産業から2次、3次産業を組み合わせた6次産業としての販売に行くまでのことをぜひとも考えてまいりたいと思っておる次第でございます。

次に、町営住宅につきましては、現在695戸を町として管理をいたしております。2月末現在の入居者戸数が631戸、空き戸数が64戸でございます。そのうち入居手続をしている戸数が8戸、募集を行わない政策的な空き家が23戸となっております。この23戸につきましては、もう老朽化が非常に進みまして、なかなか募集をして新しく入居者を募るといったことはできないような状況の老朽的な住宅でございます。

それで、その差額、あと33戸あるわけでございますが、これは待機中ということでございまして、需要と供給のバランスを見ながら、また募集をしてまいりたいと思っております。

町営住宅の建設時期別の割合でございますが、昭和55年から平成元年までが約25.9%と最も高く、次いで45年から54年が20.3%、平成7年度以降が17.6%、もっと古いもので昭和35年から44年が16.3%などの順で、築後30年以上を経過いたしました住宅が全体の46.5%を占めておりまして、一部の住宅を除き、非常に老朽化が進んでいるのが現状でございます。

また、町営住宅の耐用年限経過状況を見ますと、耐用年限を既に経過している住宅は11.6%、耐用年限未経過ではあります。2分の1を経過した住宅が50.9%でありまして、既に建てかえ等の時期を迎えている住宅は、合わせて62.5%と非常に高い状況にあるわけでございます。

こうした現状の中で、町営住宅ストック活用の方針検討・判定を国の指針に基づいて行いました結果、建てかえ4団地91戸、個別の改善24団地416戸、維持保全9団地146戸、用途廃止11団地42戸となっております。

しかしながら、建てかえには膨大な工事費と利便性の高い適地に用地を確保する必要があります。これらをすぐ実施するという事は非常に困難な状況にあると思っております。

なお、建築後30年以上を経過した住宅に居住する人の、当該住宅の建てかえに対する意向につきまして調査を行っております。家賃が高くなっても建てかえ後の住宅に住みたいと答えた人の割合は、14.0%と非常に低い状況でございます。町営住宅の新築につきましては、当面その予定や計画は持っておりませんが、既存の空き住宅や一部の老朽化した住宅について、計画的に補修や改善を行ってまいりたいと考えております。

入居条件につきましては、所得制限等、法に定められた基準を設定し、条例に定めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、バス停の寒さ対策を求めるといふ御質問でございましたが、現在、町内のバス利用者がバス待合所を便利かつ安全に利用できるよう、バス待合所の設置を行う自治会等に対しまして、周防大島町バス待合所設置事業費補助金交付要綱に基づきまして、予算の範囲内において補助を行っているところでございます。なお、バス停留所のポールはバス事業者の管理、また、待合所は自治会の管理というふうになっております。

補助対象といたしましては、防長交通株式会社の生活バス運行路線及び町営バス路線の停留所としておりまして、補助額は、待合所の建設に要する経費または32万円のうち、いずれか少ない額を補助するとなっております。平成17年12月より施行し、現在まで各年度1件くらいの補助を行っております。

今後も、生活の足として路線バスを利用される方々に配慮し、対応してまいりたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） バス停のことなんですけど、前回の議会の2日目ですか、その日に後ちょっと大島郡内を回ってみたんですけど、旧町によってかなりのばらつきがあるわけなんですよね。旧大島町はかなり雨の対策、旧東和町も進んでおります。特に旧東和町の南向き、外入からずっと油宇方面ですか、かなりの四方ういか、囲まれた、風雨等をしのげるところが成り立っております。

合併以前に旧町はやられたわけなんですけど、もう町として一括でやるということはないわけなんですか。今、自治会のほうが半分というか、32万円とか、いろいろ予算関係で自治会が要望してつくるということでしたが、質問の中で景気対策のことも言ったつもりなんですけど、言ってなかったかね、そういう方面で町がつくるということはないんでしょうか、町長もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） お答えいたします。

町のほうでということですが、一応町のほうでという考え方は今してありません。

ただ、自治会のほうで要望がありましたら、32万円という金額で今やっておりますが、大体この金額でことし、一昨年、1件ずつやっております。ほとんどこの金額で仕上がっておるように思っております。

要望があり次第、予算措置をし、現在予算措置はしておりますので、その範囲内であれば出来次第、実施したいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 例えば、土居の駅というか、土居口になるんですかね、高校生、例えば、浮島に住む高校生が周防大島高校に通うとしたら、バスは使えんわけですよ、バスというか、高校のバスは。天気のいいときは自転車、雨風るときは当然バスを利用するわけになるんですよ。そうしたときに、土居地区に、囲まれた風雨をしのげる場というか、待合所をつくる場合は、浮島地区からの要望でつくっていただけるということなんですか。やっぱり土居の方で関係ない方、土居の自治会からの要望は出ないと思うんですよ、そうした場合は。浮島自治会からその子供のためにつくってくれよと言ったら、浮島の自治会でつくらないといけないわけですか、もう一度。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） お答えいたします。

自治会同士でお話をされて解決方法ということになるかというふうに思っておりますが。

ただ、待合所というのは、どこでもできるというわけにはいきません。歩道もありますし、車道もありますし。現在ぐるっと、大島を見られたらわかりますように、必ず歩道を避けて民有地といますか、そういったところに控えて建っておりますし、また場所がそういったところで完全に歩道に邪魔にならないところであれば、道路の余地部分に建っているところもありますし。交渉とか、そういうことがいろいろ可能であれば、当然要望書が出てきましたら、そんなに難しいことじゃないというふうに思っておりますので。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） バス停のことだけ言うようになるんですが、僕も見てから、ここは多分スペースがないからできんであろうと、腰かけだけで十分であろうとかいうバスの停留所というか、旋回場があったからよからうとか、そういうのもわかっているつもりであります。

そこで、またいろいろつくる方法は違うわけなんですね、木造でつくってみたり、ブロックで囲うところもある、トタンで、もういろいろさまざまなわけで、ぜひそういう交通弱者のためにいいものをつくっていただけたらと思っております。また、うちのほうで要望も出ると思っておりますので。

また、1点目、2点目、また住宅のほうも、第1次産業のほうもよろしくお願ひしたいと思

ます。ことしがものをつくったりする最大のチャンスじゃないかと思っておりますので、町長、よろしく願いいたします。（笑声）

以上です。

議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問、これは、一つは福祉医療の充実、二つ目は町立病院の医師の確保と待遇改善、看護師を含むという通告、そして3点目が竜崎温泉指定管理にかかわる問題についてということで通告しております。

まず第1点、福祉医療の充実についてであります。この点では、特にマスコミ等言われたように、県が後退方向を示したと。このことによって県内それぞれいろんな方々、いわゆる団体、それらが存続を求めて基本的には署名活動を行ったと。また、地方議会、市議会においても、県議会においても、けんけんがくがくの議論をして、ぜひ残していただきたいということがされました。

そういう中で、一定程度歯どめはあったものの、実は後退が県議会のほうで決定されました。それで本来国が行うべき仕事の内容、これで私はこの点では生存権の立場、憲法の立場が実はあると思うんですけど、例えば、国の制度より地方自治体のほうが進んだ制度を行った場合、罰則を科す、このことは私は本末転倒というふうに考える立場であります。椎木町長はどういう認識をされているのか、聞いておきたいというふうに思います。

福祉の医療、2点目は、本町の肩がわりする負担額についてであります。この間、一般質問を通告して以降、所管課のほうで各資料を提出いただきました。大体20年の11月1日現在ということで資料をいただきまして、大体数値はつかみましたので、この点での答弁。ただ、町長自身が実際的に町独自の施策として制度を存続するという立場であるなら、再度一応年間を通じ、これを含めて答弁をしていただければというふうに思います。

2点目、町立病院の医師の確保と待遇改善についてであります。

通告は、都市・過疎を問わず医師の確保は大変な状況と認識していると。この最大の原因が、実はこの間の定員減、大学のほうの定員減、これが非常に大きい。いろんな資料を見ますと、大体この間で1万5,000人ぐらい医師確保がおくれたというふうに言われております。この外の要因とともに、中の要因もあるというふうに考えております。この点で、中の要因として今回通告しているのが、例えば、皆さん方がつくった公立病院ガイドライン、これは15年度対比で出されておりますけど、大体15年度の医師数の状況が17人、20年度医師数の状況が15人ということで、実質的には2減という状況になっております。

また、公立病院に関するガイドラインを見ると、やはり特色ある病院をつくっていくかという点でも医師の確保が欠かせない課題だというふうに考えております。

そういう点で、皆さん方が今後、再度医師の確保についてどのように認識されておられるのか聞いておきたいというふうに思います。準備ですよね、準備と努力というふうにとらえてください。

また、待遇改善のためにも年休取得の向上、これは切り離せないというふうに考えております。例えば、昨年でしたか、若干調べさせていただいたときに、各病院によっても差がありました。そして実質的に平均を出してみますと、町の職員の皆さん方と公営企業局を比較してみますと、大体半分程度という実態です。

また、医師について言えば、ほとんど年間休みをとってない、休みをとってないと言ったら語弊がありますが、ほとんど年休らしきものがないという状況だという声も聞いております。

私は、待遇改善の一部として、やはり要員を確保して、そして年休をきちっと与えていく、こういうことが最低限の公営企業局としてやるべき仕事ではないかというふうに考えておりますが、この点でも答弁を求めておきたいというふうに思います。

竜崎温泉の指定管理について次に聞きます。

今回、全協でいろいろ中身について報告されました。そして中身の異常さという点が一つの特徴でありました。というのが、大体改造するのに許可なく、一指定管理者の判断だけでいわゆる改造を行う、こういうことが果たしてあっていいのか悪いのか、これは協定書の内容を見れば明らかなんです。違反が明らかなのに、それを繰り返した、このことが非常に異常だというふうに考えております。

早い時期で言えば、指定管理契約を行った6月に既に実は変更をしている。それをたまたま当時の部課長クラスが見て、これはどういうことなのかということで苦情を申し入れたという、資料もありましたけど、そのときから実は繰り返されちゃったというのが事実なんです。特に水道、水道については、実際的には、これは執行部と指定管理者の間で実は見解が違っておりますが、あくまで。しかし、客観的な報告をしていただきたいのは、例えば、所管課によって水量がわかるはずなんです、大体。こういうところも含めて、どう異常なのか、例えば、管理変更することによってどう異常さが発生しておるのか、この点をぜひかいつまんで報告をしていただきたいというふうに思います。

また、指導しても長期間改善されなかった原因、例えば、レジオネラ菌にしても、発生後最終でんまつはかなりおくれた状況になっております。また、保健所から町のほうへ指導書も発行されたという状況になっております。この点でも、私はおくれたことによる保健所への届け出義務、これは町にあるかもわかりませんが、指定管理者のほうへきちっと通知したにもかかわらずおくれたのかどうなのか、これも皆さん方の文書を見ると、非常にわかりにくい。これもやはり明

らかにしていただきたいというふうに思います。

私は、この指定管理制度が導入されたとき、既に危惧している部分は、議会の中で指摘しました。それは、民間活力の、いわゆる効果という言い方であるとしても、民間は基本的には利益を追求しますから、指定管理と相入れない部分があるんだと。利益を追求しようとする、管理があいまいになったり、人件費、賃金が切り下げられたり、こういう弊害が出ることは、既にこの議会、全協の中でも私は言うておりました。にもかかわらず、皆さん方の責任で指定管理制度を、公募をしてやったんですから、その結果として協定書に基づいてやったはずなんですよ。その協定書が全く無視される。これは全く指定管理制度を軽視し、無視するものだというふうに考えております。その責任の所在はどこにあるのかということなんです。単純に長い目で見ればどうにかなるという問題ではありません。これは少なくとも早期にきちっと筋道を立てて結論を出していく、このことに私はほかならないというふうに考えております。この点では、椎木町長の率直な、いわゆる気持ちを含めて、答弁を得たいというふうに考えております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの福祉医療の充実についてから御質問にお答えしたいと思います。

福祉医療制度は、本来国が行う制度かどうか、町としての明言につきましては避けておきたいと思いますが、県の制度によりまして一般会計で実施している福祉医療制度の影響として、国民健康保険特別会計への国庫支出金を削減するということにつきましては、私は不適切な取り扱いではないかというふうに考えております。

県もこの削減措置の改善を強く国に求めるといたしておりますので、町といたしましても、機会あるごとに改善をお願いしていきたいと考えております。

次に、県補助制度に一部負担金が導入された場合、それを町が肩がわりするといったときに、当町の負担金は、乳幼児・母子、障害者等を合わせまして合計費用は年間1,300万円程度になると思われております。

次に、町立病院の確保と待遇改善、看護師を含むということになっておりますが、この中で質問につきましては、公営企業局の管理者職務代理者に答えてもらいますが、町長が答えるべきところでございますが、これはまた後ほど公営企業局の職務代理者のほうから一遍答えてもらって、その後にしたいと思います。

次に、竜崎温泉の質問でございますが、初めに最初の御質問事項、改造の中身の異常さについてでございますが、まず竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者、有限会社千鳥による管理施設の改造につきましては、1件は当該温泉施設の浴槽水としてプール施設用のろ過水を一部使用するため

の配管の切りかえとその改造を町への協議を経ずに無断で行い4カ月余りの間供用していたこと、2件目は、施設内の町給水装置に井戸水配管を接合していたことのおおむね2点となります。

1件目の温泉水の配管改造の件につきましては、現行のろ過装置等に問題があるという同団体独自の判断、認識から、より安全・安心な温泉施設とするとともに配管清掃費の削減を図るという理由に基づいて、町への理解は得られないという認識がありながらも強行したものと判断をいたしております。

2件目の町給水装置の基準違反の件につきましては、夜間に自動的に行うろ過器の逆洗浄に使用される水道水にかえて使用しようと考えたためとのことから、町において、管理経費の削減のみを意図したものであるというふうに判断をしているところでございます。

その他問題があると思われる行為につきましては、次のとおり考える次第でございます。

前述1点目のプール水の切りかえ改造に関しまして、同団体から平成20年9月5日付、ふるメニュー改善の同提案書を受理いたした際、その後、町において、平成20年9月17日付で周防商工第263号によりまして、「本町では、現指定期間中において、現在の湯色及び循環式入浴用給湯設備及び浴槽水の換水等衛生管理に必要な措置の基準を変更する考えはなく、現行どおりとする」という旨を既に回答しているにもかかわらず、同団体からの改造実施発覚後の報告書によれば、この町回答後間もない平成20年9月28日から翌29日に本改造工事を施工しております。

さらにその後、同年10月7日に発生した機械室内漏水事故に伴う機械設備の故障につきましても、町に対しまして当初、早急な復旧依頼がありましたが、最終的に町が事故発生要因に係る実地調査を実施したところ、配管は破損したのではなく、離脱したのが事実であることが判明し、つまるところ、同団体が強行実施した配管改造工事の施工による要因を残すのみとなったことから、同団体に対しまして原因を起こしたみずからが適正に処理するように指示をしたところであります。

前述2点の井戸水配管を接合した町給水装置の基準違反に関しましては、プール水切りかえ改造の一部発覚した平成20年11月16日に同団体側からこの事実に関する何ら報告もないまま、同年12月8日の町による施設の2年点検の際に違反のおそれがあることが発覚し、同月12日に再度立ち入り調査を行った結果、確認されたものであります。

これらのことから本町では、平成19年3月13日に町と同団体との間で締結した周防大島町竜崎温泉「潮風の湯」の管理に関する基本協定書第4条第2項に定める「善良な管理者の注意をもって竜崎温泉「潮風の湯」を常に良好な状態に管理し、管理業務を誠実に実施しなければならない」という、管理業務の実施に関する基本的事項すら遵守できていないと考えております。

続きましては、2点目の御質問事項、指導しても長期にわたり改善されなかった原因について

の御質問にお答えいたします。

町では、その原因について、おおむね次の3点が上げられると思うと考えております。

第1の原因といたしましては、同団体において、町にかわる管理代行という自覚のほか行政財産、指定管理者制度自体の認識が極めて希薄、不十分であることが上げられます。

これは例えば、平成19年6月1日の指定管理移行後間もない同月14日に、新たに強固な柱を設置するなどレストランののれんを設置するための施設模様がえに係る改修工事を町の許可なく実施し、同9月には、入浴、プール施設を利用する者以外に食事を提供していた事実も発覚し、町から指導を受けたその後も同施設における携帯電話の販売場所提供及び入浴料割引クーポン券の協賛、さらには浴槽水の水質検査の結果が思わしくなかったことを知った日から二十日余りも町に対して報告しなかったことなどの事実があります。

次に、第2の要因といたしましては、同団体の代表者自体の自分勝手に傲慢な態度、考え方が上げられます。

同代表において本施設をみずからの考えどおりに運営したいという気持ちが強過ぎるためか条例、協定書や仕様書等を適正に理解しようと努めることもなく、町に対して事前に協議することもなく、何ら相談もしないまま安易に事を進めた後、やがて問題が発生するといったことを幾度となく繰り返してきた事実があります。

また、同代表の言動からも、責任はとりたくはないが自分の好きなように運営したいという大変勝手な考え方が明らかに看取され、常識的なことすら指導しなければならなかったこともこれまで多々あった状況でありました。

第3の原因といたしましては、同団体において衛生的な管理が十分でない理由として、本施設設備に瑕疵があるとの思い込みが強いことが上げられます。

平成19年度にレジオネラ属菌の発生が数回認められましたが、同団体においてはその際、この原因が施設設備に問題があるとの主張を繰り返し、町において同団体の管理業務の履行状況を調査したところ、菌発生前の衛生管理措置のサイクルが著しく不規則であったことが判明し、また、同団体の外部委託業者による不適性な薬剤を使用した配管洗浄が行われた事実も確認したところです。

しかしながら、同団体において一たんこれら事実を認めたもののそれ以降、何らかの衛生管理上のトラブルが発生しても、仕様書どおりに適正に管理しており、本施設設備に当初から問題があるという考えを終始一貫して主張し、清掃が不十分であることなど衛生管理が不適切であった事実との因果関係などは全く無視して一切考えようとせず、徹底した雑菌の除去こそが衛生的な管理の第一歩であることを指導するも理解を示そうとせず、むしろみずからの主張を固持しようとする強弁的な姿勢、態度そのものが本問題を長引かせている大きな原因の一つであると考え

ます。

3点目の御質問事項、これらの根本原因についての御質問についてお答えいたします。

まず、指定管理者制度は、住民の平等利用の確保、差別的取り扱いの禁止など公の施設として担保されるべきことを担保しつつ、地方公共団体の管理権限のもとで具体的な管理の事務、業務について当該地方公共団体の指定を受けた指定管理者がその管理を代行するものであり、当然ながら指定管理者は、条例等に基づいて管理を代行し、行政が必要な指示等を行って適正な管理を確保する仕組みとなっていることは周知のとおりであります。

一方、本制度の導入に伴い期待されている効果といたしまして、住民の皆様方にとりましては、公の施設のサービスの向上、行政にとりましては、住民ニーズへの効果的対応、公の施設管理に係る効率化及び経費削減、民間事業者等にとりましては、公共分野での事業機会の拡大という効果が期待されると考えております。

つまり公の施設として担保すべきことを担保して適正な管理を確保していく中、行政に比べて民間事業者等が得意とする利益追求型の経営ノウハウとサービスを生かしていただくことが法の本旨であり、町といたしましては、そのボタンをかけ違わないよう指定管理者に対して指導していくことが今後も重要となります。

施設を条例等の趣旨に沿って良好に維持し、適正に管理する中で施設の効用を最大限に発揮するため民間手法のノウハウを生かすことが、指定管理者みずからが行うべき企業努力の範疇ではなかろうかと考えております。

したがいまして、公の施設を決して私物化することなく各種法令を遵守し、所定のルールに従って適正に管理するという基本姿勢が、指定管理者に対して大きく求められているところであります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 河村企業管理者職務代理。

公営企業管理者職務代理者（河村 常和君） 広田議員さんの町立病院の医師の確保と待遇改善、看護師を含むについての御質問にお答えいたします。

医師確保の難しさにつきましては、医学部の学生定員の減もありますが、平成16年度から始まりました医師の臨床研修制度も影響を受けているものと考えております。これらにより医師が大都市に偏在し、また病院勤務医の過重労働等による勤務医師不足により、山口大学においても、派遣したくても派遣できる医師がいない状況です。

このような中、公営企業局としましては、インターネットにおける医師募集や人材派遣会社と契約し随時募集を行っております。全国自治体病院協議会や全国国保協議会にもお願いしております。これらにより外科医1名、薬剤師1名を採用しておりますので、今後とも引き続き医師の

確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、1月以降もインターネット業者によるキャリアブレイク、それからeドクターにおきまして、それぞれ8件、10件の医師とのメールのやりとり等もさせていただき、その中で泌尿器、消化器、整形外科も引き続き協議をさせていただいております。

次に、待遇改善のための年休取得の向上ということでございますが、20年度で調査いたしましたところ、取得日数は6.5日です。

病院は住民の医療を確保する使命から24時間体制の特殊な勤務体制をとっております。民間では、ゴールデンウィークや連続休暇の前後に有給休暇を付加するなど取得向上を図っているようですが、24時間体制の特殊な勤務形態をとっているということで、これも難しい状況でございます。

しかし、リフレッシュ休暇を規則化いただき、今年度より取得するよう指導しておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1点目の福祉医療の充実について、国のやり方について、特に触れないという部分がありましたものの、やるべきではないという部分があります。また、県も国に対して言っていくという立場があります。ましてや、町も県に対しても国に対しても今までの乳児、母子、重度とそれぞれありますけど、実際的に県が一部負担金導入、これは重度で500円でしたか、という導入をしましたけど、引き続き現行の制度、とりわけ現物支給方式をきちっと確保するという部分で努力をお願いしたいというふうに思います。この点が1点です。まず、その点で現物制度、島内の病院等に対する要請とか含めて努力をお願いしたい。現物支給制度、一応県は残ったという報告はありますけど、一部負担金の導入の中で矛盾点も出てきそうなので、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 福祉医療制度でございまして、今現在、福祉医療制度の対象になっておるのが乳幼児、母子、または障害というふうに生活弱者と言われるところでございまして、こういう制度を始めて、途中でやめてしまうというのは、非常に大きな影響が出るというふうにも思っております。そのことによって、さらにまた国保会計の国庫支出金が削減されるという、これもなかなか納得のいかないことでございます。そのことにつきましては、国、県に対しましても十分県と一緒に、そういうことを阻止するという方向で十分な要望は出してまいりたいと思っております。

それともう一点は、今現在の現行制度をできるだけ今の形で存続をしてほしいということでございますが、県のほうでは、7月、8月ですか、これからそういう一部負担の導入をしようと、

現物支給になるかどうかということもはっきりはまだ決まっておりませんが、周防大島町にとりましても、非常にそういう生活弱者に対するとこで負担を上げるというのは難しいことではないかと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、合計費用で約年間1,300万円ぐらいの負担となりますが、ほかの部分をいかに儉約してでもこの部分については何とか存続をさせたいというふうには思っております。約数カ月ありますので、できるだけ十分な検討を加え、存続に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、公営企業局関係で質疑を行いたいというふうに思いますが、確かに今報告されましたように、大体看護師で年休消化という言い方は正しくないで年休取得、年休取得が半数というのは、実態としてきつい職場の、早く言ったらあらわれ、一つのあらわれだというふうに思うんですよ。本来ならきちっと二十日間の年休が取得できれば、最低限ですね、あれなんです。そしてまた町、旧大島町でいえば大体12から14でしたか、当年度分が12から14だったと思いますけど、それにしてもその半分というのは、単純に勤務交代だけではない要因があるというふうに考えております。

確かに三交代が基本ですか、看護師の場合は、という場合であったとしても、きちっと年休をある程度引き上げていかんと、看護師を確保していかんと、なかなかきつくて退職が早期に出てくる可能性が強い案件じゃないかというふうに考えておりますので。引き続き今、国においては1対7の看護基準とか言いよりもですが、公立病院、この大島の場合は大体12から13というところでありますから、ぜひこれは看護師をふやしていく以外に方法がないというふうに考えますので、引き続き努力、これをお願いしたいというふうに思います。

また、公立病院ガイドラインも含めて、皆さん方が運営していこうとする方向性、出されておりますが、これはまだ案をつくっている段階かと思うんで、今まで国、公立病院の場合は、国が公立病院ガイドラインを提起していた時期と今は状況変わっております。その辺も私は認識をきちとしたほうがええというふうに思います。この公立病院ガイドラインを含めて、実際的にはかなり国自身が変わってきよるというふうに考えております。中身については、私が言うまでもなく企業管理者代行のほうが理解しておると思いますので、ぜひ公立病院ガイドラインを含めて看護師の確保、医師の確保、これをぜひ努力していただきたいというふうに思います。

次に、竜崎温泉指定管理について再質問したいというふうに思います。

まず一つは、単純に、今聞いておりますと、単純なおごりかどうか私には不明なところがあります。今答弁は、指定管理者に当たった人の個々の資質の問題だというふうに考えておりますが、個々の資質に矮小化することもできん、私は場面もあるんじゃないかというふうに考えております。

その第1の基準は、町と指定管理者のルールは何によって存在するのか。何によって存在するかといえば、大きい意味でいえば協定書なんですよ。協定書に基づいて指定管理者は執行する。これがされてないところに最大の原因があるんですよ。この点で、私、さっきずっと答弁されましたが、メモの準備がほとんどできんぐらいのスピードだったんで、再答弁になるかもわかりませんが、お願いしたいのは、指定管理者が、町と指定管理者の間で取り交わした協定書、これを無視して執行する。これはどういう社会においても、私はあり得んことだというふうに考えておりますが、端的に、町を代表する町長として、この部分、再答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 御指摘のとおりだと思います。指定管理者と町とは協定書が一番大事で、その協定書をもって議会の議決を受けて、それで協定を結び、指定管理をさせておるわけですから、協定書に反するという事は、最大の瑕疵があるということになると思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、具体的事例で今現在、指定管理者と調査委員会、調査委員会といいますか、部長、課長が調査されているというふうに思いますけど、実際に現場に当たった中で、水量の問題に関して聞いておきたいというふうに考えます。

といいますのは、実際的にさきの全員協議会で報告されたときに、水量の問題については、執行部側としては水量に異常があるから、ほとんど使っていないという言い方は間違いではないかという言い方がされました。これは全協での皆さん方の答弁であります。その点では実はまだ明らかになっておりません。言いますのが、私が議会運営委員会の中で指摘したのは、風評で物は言わんよと。しかし、実際的にどうなのかというのを調査してくれということを行いました。それで、皆さん方は入浴剤だけを調査したように、私のほうからは感じざるを得ないという状況です。

ですから、水道工事に伴う、私はある意味では違法行為だというふうに考えておりますが、その結果に基づいて水量の変更が私は出ちよるんじゃないかというふうに考えます。指定管理者が言うような部分じゃないと。ならば実態報告をまずしていただきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 齊藤産業建設部長。

産業建設部長（齊藤 正明君） 議員さんの再質問の件については、上水に井戸水の配管を接続した結果の使用数量の件だろうというふうにとらえております。議会初日、全員協議会で報告申し上げたように接続した事実が発覚をして、有限会社千鳥に使用していたかどうかという聞き取りをいたしました。平成20年12月18日に文書にて報告を受けております。平成20年8月

4日、貯水タンク前まで配管をし、平成20年11月10日接続、井戸水をろ過するための装置の設置が完了してないため、井戸水は使用しておりませんとの報告を受けております。

しかし、町の上水道の関係で、使用水量確認を担当課のほうに私のほうでいたしました。結果、平成20年7月から平成20年12月までの間、平成19年度の使用水量と比較しましたら、約4,900トン前後の使用水量が少なく、その間、町水を使用していないという確認を私どもはしておるところです。

その間、井戸水を使用したかどうかということについては、ひとつ使用数量がこれだけ少なくなれば、ろ過器の逆洗浄が正常に行われてなかったということにつながるのではないかと。有限会社千鳥においては、正常に維持管理は行ってきたという主張をしておるところでございますが、なおかつ、これだけ使用数量が少ないということになれば、井戸水を使用していたのではないかとこの疑問も残っておりますし、今後またこの件について調査してみなきゃいけないかなというふうには思っておりますし、実を言いましたら3日間の営業停止の間、ある業者ですが、業者が一番にポンプ室の貯水タンクの空転防止というのがございます。ここにアラーム履歴というのがありまして、夜間の自動逆洗機能が正常に動いているかどうかというデータが残っております。このデータを見ましたら、かなり異常が発生しておるとこの確認もしておるところでございますので、貯水タンクの水がかなり空になっておったのではないかとこのことで、逆洗がうまくいってなかったし、なおかつやったとしても、井戸水を使用してたんじゃないかというようなところで、これは確認がとれておりませんので、確認をしてみたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 認識論で、町長自身が協定書を無視した紙契約はあり得ないという認識でありますので、それは私は妥当な答弁だろうというふうに考えております。当然、協定詳細な部分できちとした存在、契約が成り立たんと、どんな契約も存在しないということになります。平たい言葉で言えば指定管理制度にあっても、やったもんが勝ちという中身があらわれたら、これはとても町の施設とは言えません。これはぜひ今から先、議会においても調査委員会ができるというふうに期待をしておりますから、その委員になられた方々が改めて調査していただきたいというふうに私は考えております。

決してこの問題を町の執行権の範疇に土足で踏み込むような、私は立場を持ってないというふうに考えております。少なくとも私は、町の皆さん方が、早う言うたら、きちとした対応、これをなぜできなかったのか。今後、指定管理に対して、今度はどういうやり方が正しいのか。指定管理者に対する、管理者が正しいのかという点が、私は教訓を生かしていく一つの物差しになっていくんじゃないかというふうに考えております。

もう一つ、非常にわかりにくいんですが、6月に、協定契約、指定管理者契約をして、6月の中旬までに既に工事を開始しちゃった。これはいつから工事を開始したか、いつ終わったのかということが不明確なんです。皆さん方が出された資料見させていただいて、実際的に可動式ののれんといいますか、ドアといいますか、これは実際的には年数も、皆さん方が出した資料は19年ちゅう書き方をしておりますが、20年の部分か、それとも19年度の部分かが非常にあいまいなんで、改めて訂正を含めて答弁を受けたいというふうに考えております。文書は19年ちゅうことで持っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 齊藤産業建設部長。

産業建設部長（齊藤 正明君） 平成19年6月14日に新たな強固の柱を設置し、レストランののれんを設置するということで、温泉と厨房との間にのれんを設置したということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 6月1日から指定管理契約が始まって、実際的には現地で指定管理が始まる。それで、その6月1日に指定管理、契約してすぐ、6月14日にそういうふうな強固な柱といいますか、それをつけてのれんをつけるという格好は、まさにこれは考えられん、私が見れば考えられん内容なんですよ。

それで、いまだにいつからいつまでの工事期間かもまだ報告がないんでわかりませんが、実際的には契約と同時に工事発注せんと基本的には建物の中身の改造ちゅうのは難しいんじゃないかというふうに思いますので、その辺は引き続き、いつ工事を着手して、見つけたんが多分6月14日ということだと思っんです。それ以前に実は工事はされよったという可能性があるし、そして工事発注はどこかは知りません。グループ内かどうかは知りませんが、指定管理が始まってすぐ、そういう工事がやられておったというのを、そのときにきちっとした認識を持っていたら、以後のその他の改造、これはある意味、食いとめられたんではないかというふうに考えます。

協定書に基づいて、相手側に示して、信用失墜行為とか、そのほかありますね。指定管理についてふさわしくない行為等あります。それで、当然私はそのときにきちっと指摘すべきと思うし、嚴重注意をしたという文書もありましたので、それはやったんだろうというふうに思いますが、嚴重注意をした後も実は違法改造したわけですよ。19年に違法改造したわけなんです。これは度を越しちよと言わざるを得んのですよね。

この点では、私は町の職員を軽んじて見たのではないかと。これ言い過ぎがあったら、皆さん方、訂正してほしいんですけど、町の職員の指導を軽んじた結果が、ずっと指定管理の期間中、続いたんじゃないかと。この3月まで続いたと言っても過言ではないんじゃないかというふうに

考えておりますが、その点ではどうなのか。

もう一つ、きちっとした対応をするため、弁護士との協議、これを開始しとるという報告書もありますが、その内容について報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、広田議員さんの御指摘のとおりだと思います。町の職員というのは、当然管理監督をする立場にあるわけですから、当然町の職員の指導に従うべきだと思っております。

また、弁護士のことでございますが、弁護士もときときで、当然その協定書について、もろもろの違反があるということで指導はいただいておりますが、こういうことが発覚いたしまして、議会のほうでも後日、特別委員会等が設置されるということでございますので、私たちが余り執行部のほうだけが先走るのではなくて、議会の議員の皆さん方の調査の結果を待ちながら、最終的には町の執行部の対応決めてまいりたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 顧問弁護士のほうへの相談内容については、執行権の範囲だというふうに考えております。実際的には顧問弁護士との協議も再度協議という格好になるのかというふうに思いますが、いかんせん基準が相手に理解されんと、どういう約束事をつくってもこれは無駄なんですね。

もう一つ気にかかるのが、実は町長に対して自宅のほうに対して文書を届けて、それを役場でもらうという格好のくだりがあります。皆さん方からの報告文書があります。その中で断っても、断っても実は管理の方法が悪いちゅう言い方で来られたと。そういう中で町長の自宅に文書が届けられたと、前中本町長のほうに、その経緯を再報告していただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 前中本町長の自宅に物が届けられたということは、把握はいたしておりますが、平成20年9月5日付、既に私が退任した後だったんですが、9月5日付でふるメニュー改善の提案書というものが出されておるといのは、町長になってから確認したわけですが、その時点で町は、平成20年9月17日付で、本町では現指定の期間中において、現在の湯色及び循環式入浴用給湯設備並びに浴槽水の換水等衛生管理に必要な措置の基準を変更することは考えなく、現行どおりとするという公文書を中本町長名で出しておるといことでございます。その後、中本町長さんの自宅にそういうものが出されたというふうなことは、私は把握はいたしておりません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に皆さん方の出された資料によると、20年9月18日、

さっき言われた町長の提案却下の回答文書がされました。その後、その部分は9月8日に町長宅に届けられた文書提案を総務部長から受け取るというのが、皆さん方の文書ではないかというふうに思いますが、その点の事実関係、大事な部分で9月8日、町長宅に届けられた文書提案を総務部長から受け取るという部分があったのかどうなのか、事実確認だけ。この内容は、9月5日のふるメニュー改善提案に関する中身の部分だというふうに私は理解しておりますから、その点について確認できませんか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 大変申しわけありません。私も、その時期は、私はここに居なかった時期なんで、9月8日付の文書と9月17日付の文書ということでお答えしましたが、9月5日付の文書は町長宅に届けられたものが町のほうに回ってきたということだと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一連の流れについて、まだ非常に明らかにならない部分があるし、引き続き調査するという部分もあると思います。実際的には先ほど言いましたように、この間、レジオネラ菌にしても旧町、例えば旧町から新町に引き継いで指定管理が発効する前と指定管理が発効した後、これでその前にレジオネラ菌の発生ちゅうのは10年余りになる、旧橋町時代ですから、そういうレジオネラ菌の発生があったのか、なかったのか。そして、指定管理以降は、既に報告されたように保健所のほうからも指摘を受けちよるようにあるわけなんですけど、どういう状況なのか、具体的に答弁を求めておきたいというふうに思います。（「前の資料はないですよ」「合併からでもいいよ」と呼ぶ者あり）

資料もないようなんですが、私は、合併前の橋町時代、それで、合併後の指定管理前、そのレジオネラ菌騒ぎは、私はなかったというふうに認識しておるんですよ、私自身は、知識は少ないですが。実際的にはそれがあったんなら、それなりにきちっと調べにゃいけませんし、それで合併後だけだったら、また指定管理の管理部分の変更に伴うレジオネラ菌の発生ということにならざるを得んわけなんです。これは大事な側面があるんですよ。

例えば旧町合併するまで、それぞれ水質検査しちよると思うんですが、実際的に水質検査した結果が、レジオネラ菌発生がしたんとしてないんとは私は大きく違う。それは管理形態を変えたことによって、それも町の指示なしに、自分の勝手な判断で管理方式を変えて、そしてレジオネラ菌を発生させたとすれば、またこれも重い責任があるというふうに考えておりますので、それは当然調査の必要があるというふうに思います。そして、プールも例えばずっと私たちが聞いてきたのは、健康のためにきちっと運営していくんだと、介助員つけて。それが民生常任委員会に対する答弁じゃったんです、委員会での答弁じゃったわけなんです。

それで、実際的にはそれが指定管理以降、何日間実際的にプール部門を営業しなかったのか、

これもまた未報告なんですよ、実際的には。私は課を超えるというのは、水道の問題については水道課、それでプール部門については、かわりは福祉課、実際的にはね。それで、そのほかかわる部分があるかもわからないので、協定遵守の関係でいえば逆に総務課になるかもわかりません、協定のあり方そのものについては。ですから、いろんな中身を含んだものだというふうに考えておりますし、指定管理が始まる時に言ったありのままが起こったというふうに、私は指摘した部分が起こった、非常に残念な部分だというふうに考えておりますので、執行部のほうは引き続き調査を求めたいというふうに思います。

この点での引き続き調査の答弁と、もう一つは公立病院、公営企業局の医師確保、そしてまた看護師確保、そしてまた今、その前提となる公立病院ガイドラインがひとり歩きしたら、また問題もある部分が出るかもわかりませんので、住民とよく協議しながら進んでいくことが大事だと思いますので、その点の答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 旧町の前任者もおりますし、いろいろと今確認をとりましたが、既に合併して直営後も、以前もレジオネラ菌は出ておりません。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） こういう言葉が適切かどうかはわかりませんが、日本全国で医療崩壊が起きているということが、非常にマスコミ等でも出ております。皆さん御存じのように、銚子の市民病院とか松原市の市民病院、また武雄市の市民病院とかいう私たちのところではないようなある程度の大都会の中でも、そういう医療崩壊が起きているということでございますが、これはいろいろな要因があると思いますが、一つには医療費の削減の問題、それに伴う医師不足の問題、医療の現場からこのような二つが大きな原因ではないのかという声が起こっていることも事実でございます。

そういうことからして、最大の原因が現場の医師が疲れ切っているということが言われております。まず、現状を打破するためには、私たちのような地方の、特に僻地を言われるような所の私たちがまず現状をちゃんと打開し、医療を再建させるためには、多くの人々がなぜ医療崩壊が起きているのかということを十分まず認識をしておくことが非常に大事ではないかと思っております。

後ほどコピーを渡したいと思うんですが、雑誌のコピーなので、必ずしもこれがすべてとは言いませんが、非常に的確に書いておるのではないかと、いつも私たち執行部のほうにも配っておるんですが、今までは1970年代までは、非常に医師の確保というのは結構なところだったんだろうと思っております。それで、各県に医学部を設置する、一県一医科大学という政策もずっと進められておりました。

ところが、1983年ごろ、政府が突然としてから、医療の削減へと政策を切りかえたということに、大きな一番の遠因があるんじゃないかと思います。いろいろあるんですが、ある厚生労働省の幹部局長が、医療亡国論というふうな論文を出されております。これはそこらから医学部の定員の削減が始まり、要するに医師がふえれば医療費がさらに膨張し、結果的には国家財政を圧迫するという乱暴な三段論法がまかり通って、そこらからの政策の転換が行われたというふうに言われておるところでございます。

さらにまた、先ほど職務代理者のほうからも話がありましたが、現場を無視した医師不足にさらに追い打ちをかけたのが、さきの医師の臨床研修医の制度でございます。そこらとか、いろいろ要因はたくさんあるんだと思いますが、今現在、全国のそういう地方の僻地の医療じゃなくて、ある程度都会と言われるようなところの医療が崩壊してるという状況からすれば、国の制度としても大きな方向転換を迫っていくべきではないかと思っております。新年度から医療に対する交付税の見直しというものも出ておりますが、また医師の養成機関の定員の増大、定員を増大するというのも出ております。

しかしながら、そのぐらいのことで、本当に地方の医師不足が解消するのかということもあります。ぜひとも皆さん方とまたそういう議論をしながら、議員さんにも御協力いただきながら、私たちは私たちとして、地域の医療を守っていかなければならないということは事実でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。議運がございまして、1時半まで休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時30分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、松井岑雄議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 15番、松井岑雄でございます。一般質問に入らせていただきます。

このたび4点ほど私、質問の内容を提示させていただきました。最初に、公明党は自公連立与党に入りまして既に10年がたちます。この間、国民の皆様の発案で、数多くの議題を提案させていただきまして、それを実行していただきました、その中の三、四点でございます。当町での実施を期しましてお伺いをいたします。

議題といたしましては、定額給付金について、2番目、子育ての応援特別手当について、3つ

目、自治体による雇用創出について、4つ目、2011年7月25日から始まるデジタル放送化についてお伺いいたします。この4点でございます。

それでは最初に、定額給付金についてお伺いいたします。

景気後退が深刻化する中、家計への緊急支援として住民に幅広く寄附されることで、地域経済の浮揚策として実施されるのが総額2兆395億円の定額給付金でございます。定額給付金につきましては、1人当たりが約1万2,000円、2月1日現在で65歳以上18歳未満の方には8,000円を上乗せをいたしまして2万円が支給されます。特に所得の制限もございません。市区町村の住民基本台帳が外国人登録原票に登録されていれば対象者となります。住民への支払い方法は、郵便による申請に基づいて口座振り込み、または現金支給の2点でございますが、昨今、詐欺グループの暗躍するこの時代でございます。支払い方法は、万全を期しているかどうかをお尋ねいたします。

また、全国で1,804自治体の中698自治体、約40%ではプレミアムの商品券を発行して地元消費に大変力を入れ、商工会とタイアップして実行されておられますが、当町でも、この方法を実施される予定があるかどうかもお聞かせください。

なお、周防大島町の対象人員は2万500人、給付額は3億5,709万4,000円であり、10%のプレミアムを考えるとすれば、3,570万円ほど出費が必要になるかと思えます。

2つ目は、子育て応援特別手当についてお伺いをいたします。

幼児期の子育て家庭を応援するために、2008年度の緊急措置として国庫予算651億円の子育て応援特別手当が創設されました。2002年4月1日から2005年の4月1日までの間に誕生した第2子以降の子供に1人当たり年額3万6,000円を一時金として支給されます。この子育て家庭において、小学校就学前の3年間は幼稚園、あるいはまた保育園の費用負担が重い上に、児童手当制度が2歳までで終了してしまうということから、多子世帯の生活支援として支給されます。

周防大島町での対象人員は186名、支給額は745万7,000円ですが、定額給付金と合算すれば10万円の支給金額となりますので、お支払い方法は1番目の質疑項目同様に、万全を期しているかをお尋ねいたします。

最初に、申請書を郵送されまして、その必要事項等を記入された上に、役場のほうへ送り返していただき、あるいはまたそのときに提示されるのが免許証、あるいは保険証、通帳のコピーなどだと考えられますので、この辺もお間違いなく実施されるように、よろしくお願いを申し上げます。

3点目の自治体による雇用創出についてお伺いをいたします。

急激な雇用情勢の悪化を受けまして、約4,000億円規模の二つの基金を設立いただきました

て、再就職支援の機能を強化する方法です。

1つ目は、地域ブランドの商品開発など地域の雇用機会を創出する、ふるさと雇用再生特別交付金2,500億円、地場産品の開発や高齢者宅などへの配食サービスなど、自治体が民間企業などの機会を創出することにあります。

2つ目は、失業した非正規労働者や中高年齢者対象に一時的に雇用機会を創出する緊急雇用対策創出事業でございます、これは1,500億円を国は予算づけいたしております。これが新たに自治体やシルバー人材センターなどの取り組みを後押しする方法でございます、今回の質問は後者のほうであり、周防大島町では約679万円の事業内容及び15名くらいの人員を予定されているとお聞きしております。募集方法、あるいはいつごろ実施されるのかもお聞かせくださると助かります。

4点目に、地上波デジタル放送についてお伺いをいたします。

2011年7月25日より地上波デジタル放送が開始されます。従来のアナログ放送と比較すると、画面の鮮明度及び多くのデジタル放送が放送されまして、ニュース、天気予報、番組内容まですべての視聴ができるのが特徴でございます。

しかし、アナログ放送に比べて遠距離電波の飛来がないのと、弱電界地区ではモザイク画面となりまして、情報は認識できない欠点がございます。周防大島町でも、今後発生する弱電界となる地域及びその対策を総務省、またはNHKと検討していただくよう要請する次第でございます。

現在、一番ひどい地域でございますが、沖浦地区の横見におきましては96世帯206人の方がいらっしゃいますけども、ほとんどデジタル放送の受信は不可能に近く、高い地域で五、六軒しか映らないのが現実でございます。共同受信方式を考える以外には、ほとんど不可能に近いと思いますので、このことも考えていただきまして、今後どのような方策、あるいはまたどのような取り組みをしていただくかをお聞かせいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上、4点でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 松井議員さんの定額給付金について、住民への配布方法は万全を期しているかとの御質問についてお答えしたいと思います。

定額給付金事業の組織でございますが、担当は政策企画課と総務課が、窓口業務を総合支所、出張所などが行うという予定にいたしております。

なお、申請書は郵送で行い、窓口でも受け付けるということにもいたしております。

また、配布の方法は、基本的には口座振り込みといたしておりますが、口座のない方には期日を指定し、総合支所で現金給付を行うことにいたしております。できる限り早く住民の皆様にご定

額給付金を受給していただくよう努力してまいりたいと考えております。

次に、プレミアムつきの商品券の発行についての御質問でございますが、全国で40%の市町あるいは商工団体がプレミアム商品券等を検討しているようでございますが、本町は、定額給付金を住民の皆様には早い時期に間違いなく給付したいと考え、準備を進めているところでございます。

また、商工会等の諸団体からプレミアム等についての要望も、特に出ておりませんので、今のところ町としてプレミアム商品券を発行するという考えは持っておりません。

2番目の子育て応援特別手当についての御質問でございますが、子育て応援特別手当の支給方法につきましては、平成21年2月1日現在で作成しましたリストに基づきまして、その対象者に対し、4月上旬に申請書を送付する予定でございます。

支給対象者が、この申請書を添付書類とあわせて町に郵送、または総合支所等の窓口へ直接提出した後に、本人指定の金融機関へ口座振り込み、または窓口での現金支払いということになります。手当の受け取りにつきましては、極力口座振り込みをお願いしたいと考えております。

次に、自治体による雇用創出についての御質問でございますが、依然として世界的な経済不況が続き、雇用情勢が急速に悪化しつつある中で、国においては、平成20年度第2次補正予算が可決されたところであります。

この補正予算成立に伴いまして、県に設置されます緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年労働者等に対しまして、緊急的、一時的な就業の機会を創出する、緊急雇用創出事業を実施し、本町における雇用の創出を図りたく、このたび、平成21年度予算案に計上させていただいているところであります。

それでは、その実施事業の計画内容について御説明をさせていただきます。

本町といたしましては、平成21年度において、公共施設敷地内の除草作業等を行う事業に8名、公共グラウンド等の緑化・芝生化等の環境整備を行う事業に4名、そのほかに観光施設敷地や遊歩道等の観光地の美化を進める事業に3名、計3事業を展開し、15名の新規の雇用創出を図る計画をいたしております。

この3事業がいつごろ実施される予定であるかといったことではございますが、本会議におきまして予算の御議決を賜りましたら、新年度早々に実施したいと思っております。

具体的には、公共施設敷地内の除草作業等を行う事業、これは水産課の管理いたしております漁港・海岸公園の除草作業等でありまして、4月下旬から実施する予定でございます。公共グラウンド等の緑化・芝生化等の環境整備を行う事業は、教育委員会の管理いたしますグラウンド等の環境整備事業でありまして、6月ごろからの実施を予定しております。また、観光施設敷地や遊歩道等の観光地の美化を進める事業は、商工観光課におきまして管理いたしております観光施

設敷地や遊歩道等の除草作業等でありまして、6月から実施をする予定となっております。

本事業は、あくまでも次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出、提供をいたすものでありまして、雇用期間はいずれも雇用開始から6カ月未満というふうになっております。

現在、事業実施をいたします関係各課におきまして、事業の早期実施に向けての諸準備等を行っているところであり、準備が整い次第、順次雇用の募集を開始したいというふうに考えております。

次に、2011年7月25日よりデジタル放送化されることについて、その対策についての御質問でございますが、初めに、各地域に非電界地区が増加すると予想されるが、その対応方法の御質問でございます。

昨年11月に嵩山からデジタル放送が開局し、試験電波を発信しております。アナログ放送が受信できていたのに、新たに非電界地区になったところが数地区生じておりまして、中国総合通信局及び各放送局は、その解消にいろいろな方法を模索しているようでございます。町といたしましては、非電界地区がないよう、また、デジタル化に伴い住民に負担がかからないよう強く要望しているところでございます。

次に、今まで住民から相談された地域があったと思われるが、その対応方法はいかがかという質問でございますが、これまで、情島自主共聴施設の管理者や横見地区の代表者、また一般住民の皆さんからいろいろな御質問をいただいております。

情島自主共聴施設及び沖浦地区につきましては、近々のうちに中継局が設置されることから、その状況に応じて改修や共聴施設の設置の判断をするよう申し上げたいと考えております。特に横見地区は、アナログ放送以来の難視聴地区でありまして、特段の配慮をいただくよう中国通信局に強く要望しているところでございます。

その他では、現存のNHK共聴施設に新たに加入できないかという御質問もいただきましたが、新たに難視聴区域になっても対策はありますので、心配しないように伝えております。デジタル放送対応テレビが普及いたしますと、たくさん相談が入ってくると思います。町といたしましては、本年2月に総務省の山口県テレビ受信者支援センターが設置されましたので、これを十分活用し、住民の皆様にご覧いただきデジタル放送について周知してまいりたいと考えております。

次に、共同受信設備の入会個数の支援金が必要である場合の方法、金額はという御質問でございましたが、新たに難視聴地区になり、共聴施設を設置する場合は、2戸以上の加入者が必要でございます。その中で一定の条件を満たすことで国の補助制度が利用できるわけでございますが、その制度の補助率は3分の2で、残りの3分の1のうち7,000円を受信者が負担すれば、その後の残額についてはNHKが負担するということになっております。

デジタル放送の画像はすばらしく鮮明ですが、アンテナの位置の変更など、各戸の受信につき

まして多少負担が必要と聞いております。デジタル放送への移行につきましては、今後とも御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 最初の1点目の定額給付金についてお伺いいたします。

実は議会に出てくる前も、多くの人たちにお会いして出てまいります、お年寄りから言われるのは、早くくださいと、こういうふうに言われるばかりでございまして、いつ出るんかのと、こういうふうにも問われておりまして、よく知っていらっしやいまして、当人がうちは若い者が2人と中学校以下が2人おると。じいちゃん、ばあちゃんがおるで10万円あると、こういうふうによく計算していらっしやるなあと思って関心したところでございますけども、そのぐらい皆さんは待ち焦がれていらっしやるので、そんなら早くお出ししたほうがいいんじゃないかと、こういうふうにも考えておりますので、ぜひ特急便でもよろしゅうございますので、対応をお願いしたいと思います。この点につきましては、いつごろから配布できる予定でございませうか、お聞かせいただけませんか。

議長（荒川 政義君） 平田政策企画課長。

政策企画課長（平田 好男君） 松井議員さんの御質問にお答えいたします。

実は本日午前中に申請書を各戸に発送いたしました。郵便局のほうでは、全体に行き届くのが1週間ぐらいかかるでしょうと言われておりますが、きょう発送しましたので、早ければ二、三日うちには着くと思っております。それで、その申請書を4月1日以降に受け付けるということになっておりますが、早い方は3月いっぱいでも結構だと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。実は配布された市町村もございまして、早く、早くというのが皆さんの願いだと思います。

2点目の子供の特別手当もそうでございますけども、これは特に大島の中にこんないらっしやるとは思ってなかったんですけども、結構多くのお子さんがいらっしやいまして、これも間違いなく、実は詐欺事件が既に大阪でございまして、お年寄りが2万円の給付金をいただくのに5万円上げてしまったというのがございますので、特にこの周防大島町ではいまだ起こっておりませんが、防災無線を活用いたしまして、ぜひこのことを大島にいらっしやるお年寄りに放送してほしいと思いますね。

議会のことを発表するのもいいんですけども、安心・安全はどうしてもお一人お一人がとても大事なお方ばかりでございまして、だまされないように、特に放送設備がございまして、屋外放送でもよろしいかと思ひますし、夜は宅内放送でもよろしいんじゃないかと思ひますので、ぜひこのことも実行してほしいというふうを考えておりますので。

3点目の自治体による雇用創出につきましては、町長、これは大至急雇用、今実は多くの失業してお帰りになってる人をお見受けいたしまして、困ってらっしゃる人もいらっしゃいます。したがって、少しでもそういう人たちが困らないような雇用創出ができればと考えております。なおかつ、また、6,000億円ほど追加いたしまして、国のほうは9,000億円の予算でもって、こういったことをやろうじゃないかというのを、また発案をしておられますし、こういうことは地方自治でもしっかり活用していただきたいというふうに考えておりますので、ぜひお願いを申し上げます。

4点目でございますけども、これが今一番私のネックとするところでございますけど、手前みそと言われるかもしれませんが、そうじゃありませんので。実はデジタル放送化しまして、よく映ってるはずなのに、実は映らない地域もあるんですよ。これは不思議なんですよ。実は今までのチャンネル数の数字が普通は90メガヘルツから始まって、102でローチャンネルがあったんですけど、122メガぐらいからまた12チャンネルまであったわけです。

ところが、その上のUHF受信がありまして、さらにその上を今デジタル通信が400メガぐらいから800メガぐらいの間を使ってるわけです。したがって、光に近いんで、少しでも山があると影になった所は映らないという、非常に悪いところがございます。海の反射電波を受けたり、また二重の映像になったりして、モザイク画面になる、こういった非常に特徴がある悪い電波だというふうに言われますけども、実は画面の鮮明さだけは素晴らしいものです。

そういった電波を受信できる地域を、今までアナログは映ってたのに映らない、実は横見地区なんですよ。高山がありまして、高山に今、サテライトが出るじゃないかと町長さん、言われましたけども、実は出るんですよ。出るんだけども、横見地区はエアポケットみたいのところになっている。したがって、共同受信をしないといけないというんで、今町長さんから提案がありましたように、総務省、あるいは中国通信局からの発案で、各戸は7,000円程度の負担でできるんじゃないかと。共同通信方式があるというのをお聞きしましたんで、ぜひ皆さんがもしお知りになっておりましたら、こういうことができるんですよということも、議員各位の皆さんからも聞かせていただきたいなというのもあります。特に町民の皆さんは知りません。職員の方にお聞きになりまして、町民の皆さんがおわかりになるように御説明をしていただけるようお願いしたいと思いますので、ぜひ大島で困った人はいらっしゃらないように、みんなで頑張りたいと思います。

私は、そのぐらいで終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で松井議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、4番、新山玄雄議員。

議員（４番 新山 玄雄君） ４番、新山でございます。

本町の医療の問題についてお伺いをいたします。

先般の１２月定例議会で大島病院の建設が可決をされました。この建設によって大島の医療がさらに充実されることと期待をしていますが、その建設とあわせて本町の医療のあり方について、しっかり議論を続けることが大切と存じます。これまでもたび重なる議論をしまいましたが、その議論を前提にお伺いをいたします。

まず第１点は、大島病院建設案を議会で可決後、山口大学から東和病院へ派遣されている消化器内科医が引き揚げるとお聞きをいたしました。東和病院の後任はないそうであります。一方、山口大学は大島病院へ新しい消化器内科医を派遣するともお聞きしております。

なぜ新任の消化器内科医がこれまであった東和病院ではなく大島病院に派遣されるのか、まずその理由についてお伺いをいたします。

また、そうなった場合に、大島病院から東和病院に、例えば週に何回か出張して診療する、そういうシステムをつくるのか、そういうシステムになるのか。そして、これから東和病院に消化器内科医を招聘する計画があるのかお伺いをいたします。

次に、これまで病院建設については、いろんな角度から議論を重ねてまいりましたが、その中の一つに、大島病院ができたなら、東和と橘の病院は大幅に縮小、あるいはなくなるのではないかと住民の不安がありました。さきの質問はその不安にもつながっておるわけであります。それらの不安に前中本町長は、住民の皆さんの生命と健康を守るのが私の使命である。そのためには今ある公立３病院は堅持をするという旨、力強く議会でお述べになられました。公立３病院を堅持し、周防大島全域にわたって平等にバランスのとれた医療の恩恵を受けることができるようにする。とりわけ東部地域には、他の医療施設も少なく、公立病院の存続は住民の命綱であります。このような目配り、心配りで企業局を運営されてきたと存じます。その姿勢はこれからも大切なことと思います。椎木新町長となられ、その基本姿勢は変わりないと存じますが、改めてその基本姿勢についてお伺いをいたします。

次に、３病院堅持といっても、人口動向や社会構造の変化、住民のニーズ、医療制度も変わってきます。それにあわせて運営のあり方も変わってくると思われれます。その機能分担をどうしていくのか。これからは他の医療機関、例えば国病や周東病院、そして町内の開業医院や、介護や保健、福祉との連携、一体化もさらに必要となってきます。久賀地区に診療所を開設するという懸案もあります。現場の声をしっかり聞いて、血の通ったサービスが提供できる体制をつくるのが大切であります。

ただいまいただいたパンフレットにも、地域医療の再生には自治体、病院、住民の意識改革が必要と書かれてあります。そのためには、これからの周防大島の医療のあり方を協議、研究する

機関が必要と思います。その機関を設置する計画はないかお伺いをいたします。

次に、医師の確保についてお伺いをいたします。

この問題については、先ほど同僚議員から詳しく質問もありました、答弁もいただきましたから、簡単に御答弁をいただきたいと思います。

最近の医師不足は極めて深刻であります。これまでも御当局はそのことで大変御苦労があったと存じます。先般いろいろ話されました、大学の医学部の医師の定員減だとか研修医制度の問題、医療費削減の問題、そして待遇の問題、いろいろあると思います。それらの医師の確保についての取り組みについて、どのような御尽力を今までされてきたのか、その御報告と、また昨年、周防大島医療確保協議会が設置されたとお聞きしております。その協議会がどのような役割をされているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、限界集落と地域再生ということでお伺いをいたします。

我が周防大島町は、今人口、戸数の激減と高齢化が急速に進行しており、集落の自治機能が低下し、集落によっては社会的共同生活の維持が困難な状態に追い込まれつつあるものも生まれています。その集落間格差を分析する手だてとして、最近集落を存続集落、準限界集落、限界集落、消滅集落というように状態区分をして集落をとらえる方法がとられるようになりました。テレビや新聞でもよく報道され、この限界集落という言葉が住民の皆さんからお聞きすることもたびたびございます。

ちなみに、限界集落とは65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭を初め生活道や農道の管理などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落であり、老人、夫婦世帯、独居老人世帯が主となっているところとされております。この定義によりますと、周防大島町のかなりの集落がこれに当てはまると考えられます。

そこでまず1点に、現在の周防大島町の集落の現状はどうなっているのか、町としてどのように把握をされておられるのか、お伺いをいたします。

次に、周防大島町が合併して4年余りの歳月が流れました。その間、関係者の懸命の努力にもかかわらず、高齢化、人口減少の傾向はとどまるところを知りません。いわゆる周辺地域の住民、ほとんど準限界集落とか限界集落に当てはまる集落であります。その住民からは取り残されるのではないかと、そういう不安もよくお聞きします。人間が生存していくための最低限度の生活条件、いわゆるライフ・ミニマムを保障する仕組みづくりが大切であります。例えばいつでも、どこでも、だれでも医療、介護、福祉のサービスを受けられる、歩いて年金をおろせ、貯金ができて、荷物が送れて、生鮮食料品を購入できる、公共交通の確保など、いろんなことがあります。大ざっぱで結構ではありますが、これまで周防大島町がとられた、このような対策と、これからの取り組みに対する展望をお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 河村企業管理職務代理者。

公営企業管理者職務代理者（河村 常和君） 新山議員さんの大島の医療体系についての御質問にお答えいたします。

1点目の東和病院の消化器内科の退職の件ですが、現在、東和病院に勤務いただいている中堅医師が、大学の人事異動で3月末で山口大学のほうへ帰り、その後、後任はいただけないとのことです。これは教授の考え方にもよりますが、チーム医療を考える場合、一病院に一つの科で2から3名の医師を集約し医療を確保し、若い医師を中堅医師に指導していただく等のお考えであります。そのために、結果的には東和病院で医師が退職し、大島病院に集約という形になりました。

当局としましては、大学から派遣いただけないならと、先ほど広田議員さんにも答弁いたしました。インターネット等で約4名の消化器内科医師に当たりましたが、ここで報告するほどの成果は上がっておりません。ただ現在1名の医師との交渉をしておる中で、町長みずからもこれに出向いて交渉していただけるといってお話し合いで、今1名の医師との交渉中というのは、経過的に御説明ができる状況ではございます。東和病院に消化器内科医不在のままでは診療に影響がありますので、大島病院から最初は週1回、先生がなれてきましたら週2回の応援診療を考えております。引き続き東和病院に医師を招聘するつもりで鋭意努力してまいります。

町立病院の基本姿勢については、椎木町長のほうからの御答弁とさせていただきます。

これからの医療のあり方を検討する機関の設置とのことですが、総務省は、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、抜本的な改革は避けられないとして、公立病院改革プランを平成21年3月末までに作成するように求めました。

当公営企業局においても、平成21年度から3カ年ないし5カ年計画を策定し、それを踏まえ毎年度達成したか確認する機関の設置が必要となっています。病院改革プラン評価委員会を設置し、毎年度の目標値並びに計画を評価した上で、周防大島町のホームページで公表する予定にしております。

最後に、周防大島町医療確保協議会についてですが、昨年8月に第1回の会議を開催し、第2回を3月10日に開催いたしました。

会長は、山口県立大学長で、前第1外科教授の江里先生、副会長は医学部附属病院長で第2内科の松崎教授、その他構成理事として山口大学医学部第1内科の坂井田教授、第1外科の濱野教授、整形外科の田口教授、眼科の西田教授、皮膚科の武藤教授、泌尿器科の松山教授、並びに下関厚生病院長で前第1内科教授の沖田先生、周防大島町からは椎木町長、顧問の石原先生、松本大島病院長、公営企業管理者の計14名の理事、その他評議員として、公営企業局の総務部長、

総務課長の2名、監事として周防大島町の岡村総務部長と公営企業局財政課長から構成されております。

文字どおり、周防大島町の医師確保を目指しており、第2回の会議時には、周防大島町の現状等について御説明いたしました。教授各位より、長期的なビジョンを策定し、教室から派遣できるような魅力的な病院づくりをしてほしいとの要望が出されました。

公立病院改革プランにも3病院を堅持していく旨を掲載しておりますし、今後も見直した場合は公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 引き続き新山議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

周防大島町の医療のあり方についてでございますが、前中本町長は、在任中に何度も同じ趣旨の御答弁をされておられます。ちょっとそれを引き合いに出してみますと、町民の命を守ることが私に与えられた使命であると。今後も3病院を健全経営のもとで運営していきたいと考えているが、今後の医療供給体制は急性期入院医療の平均在院日数がさらに短縮されていくというふうを考えております。既にそういう状況になっております。

しかし、急性期病院での治療後にすぐに在宅での医療や、また通院ということになるんですが、在宅医療や介護施設にすぐに直結するということは、高齢者の場合、特に困難な場合が多く、急性期以降の入院医療を提供する病棟とか病院がより必要になってくると思われまして。

また、在宅医療や介護保険施設等で既に入所中の方が、今度は反対に医療として入院を要する状態になったとき、すべての患者さんが必ずしも急性期病院に適合するというものではなくて、地域において利用者の状況に配慮した入院医療を提供する、そういうふうな病棟とか病院が必ず必要になってくるという、そういう需要が増大すると思われまして。

そういった観点からも3病院を堅持し、大病院の入院期間の短縮による早期退院者の受け入れを考えていくのが自治体病院の使命であると考えています。

しかしながら、そういう形での病院経営となりますと、経営は大きく圧迫されることが予想されます。最大限の努力をしても、なお赤字が出るようであれば、内部留保の取り崩しもやむを得ないというふうに考えるというのが、今まで過去中本町長が何度か発言された要旨でございます。私も現在の状況では、全く同じ基本姿勢であり基本方針であります。

周防大島町は高齢化率46%を超え、なおかつ東西に40数キロも離れているという町の立地的な現状を考えますときに、長期療養が必要になった場合、地域の町立病院で安心して療養ができる体制を堅持することが一番の安全・安心対策であるというふうと考えております。

御指摘にもありましたように、人口も急激に減少しております。高齢者世帯がますます増加す

る現状を踏まえ、3病院の機能分担というものは必ず必要になってくると思われます。その機能分担をちゃんとしながら、健全経営の議論、また今大変な大きな問題になっております医師確保対策について、まさに周防大島町医療確保協議会の中でそういう御議論をいただいているところでございます。議員各位におかれましても、さらなる町立3病院の維持につきまして、御指示、御支援を賜りたいと思っております。

今現在の大島3病院の大きな課題、問題を少し分類してみますと、住民の皆様の御要望と現実が起こっております医師、医療スタッフの確保の難しさと、さらにはそういう状況の中で健全な病院経営が本当にできるのかという、この三つの大きな課題、問題があります。これらはすべて絡み合ってる問題でありまして、なおかつこの三つがどれ一つとして独立した問題ではなく、すべてに三すくみになってると、三つどもえになってるという大きな問題、課題でございます。

先ほども申し上げましたが、銚子の市民病院とか武雄市の市民病院、または松原市の市民病院というような大きな中堅の都市の市民病院が、なかなか存続が難しくなってるという状況を考えますときに、周防大島町の町立3病院をこのまま本当に今の形で維持していけるかどうかというのは、非常に大きな疑問があると思えます。

そうした中で、住民の皆様は本当のこの周防大島町立3病院での要望といいますと、やはり高齢者家族の中で高齢者がいる程度長期に医療を提供できる、または入院ができるという施設が一番の御要望ではないかというふうに思っております。

このような住民要望、医師、医療スタッフの確保の困難な問題、または経営的な問題、これらをどのようにしてちゃんとした形で整理しながら存続させていくかというのは、本当に大きな問題でございます。ぜひとも皆様方とともに、この周防大島町の3病院を堅持していくという方向で進めてまいりたいと思っておりますので、十分御理解をいただきたいと思えます。(発言する者あり)

済みません。そっちも大変な問題でございます。限界集落の対策についてお答えしたいと思います。

周防大島町の限界集落はどのようになっているかとの御質問でございますが、周防大島町の現状につきましては、現在の高齢化率が46%でございますして、限界集落の定義の中で65歳以上の方が半数以上といたしますと、約47%でございますが、多くの自治会がそのような状況になっております。ただし、社会的共同生活の維持が困難であるかと申しますと、そこまでは行っていないという、そこまでは疑問な点もあるのではないかと思っております。

限界集落とは、住民の減少と高齢化が進み、65歳以上が半数以上になり、なおかつ冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落のことというふうな定義になっているようでございます。

次に、その対策についての御質問にお答えいたします。

限界集落の対策は、これまでの過疎対策事業で、道路整備や漁港整備など、第1次産業の活性化を図るため多くの事業を行ってまいりました。事業費といたしましても相当な額を突っ込んできておるわけですが、残念ながら雇用の創出に結びつかず、人口の減少を食いとめることができていないのが現状でございます。

限界集落の再生のためには、農林漁業、商工観光など産業の計画的振興や、新たな人が定住できる生活環境整備が必要であると考えております。

そのためには、平成22年3月をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな過疎対策法を制定するよう、市町が力を合わせ国に強く要望し、過疎地域の生活基盤を整備することが大切なことであると考えておるわけでございます。

議長（荒川 政義君） 新山議員。

議員（4番 新山 玄雄君） 力強い答弁をいただきました。中本町長さんからの志といいますかね、そういうものをしっかり受け継ぎながら、現実的な対応していただきたいと思います。

私ごとで恐縮ですが、中本町長が長期療養の病院を私はつくるんだと、こうおっしゃったときに、こうおっしゃったんですね。わしゃ年寄りを殺しちゃりたいんじゃ、ちゃんと殺したい、こういう言い方をしまして、私はあそこへ座っておりましたが、ちょうど私の母が危篤状態でありまして、そのとき、涙が出そうで、こらえるのに一生懸命でした。

そういう医療問題をこれから、難しい問題ですけども、考えていく上で大事なものは、そのような温かな心といいですか、そういうことが私は前提になると思うのであります。ぜひそういう姿勢でこれからも続けていただきたいと思います。

それと私が懸念をするのは、今医師の問題、東和病院の医師の問題をお聞きしましたけれども、引き続いてどうぞ医療確保に、招聘については努力をしていただきたいと思います。

私が懸念をするのは、医師がいなくなると、スタッフはちゃんといるわけで、設備投資もしておるから、住民が診療受けられなくなる、困るということももちろんあるんですが、一番数字で出るのは赤字なんですよ。必ず大きな赤字が出てくると思いますよ。そうすると、それが1年ぐらいならあれかもわかりませんが、1年、2年ずっと続くと、これは赤字病院はちょっとぐあいが悪いよということで縮小になるという、そういう流れにずっとなってくるんだと思うんですね。

需要はあると思うんですよ。必要度はあるわけですから、ここで大事なものは意識的に、持続的に医師確保とか、そういう問題について取り組むということなんですよ。それをぜひお願いしておきたいと思います。その辺のことをもう一遍御答弁いただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、最大の問題は、医師の確保は非常に困難である状況ということでございます。これは一周防大島町の町立病院にとどまらず、全国の自治体、特に今地方と言われる病院でそういう状況が起こっております。

先ほどお配りしました雑誌の切り抜きで恐縮でございますが、これも割と的確にそういうことが書いてあると思いますが、現在全国に1,000ある自治体病院の約75%が赤字経営という、まさに危機的な状況であります。自治体病院の多くは地域医療を支える中核施設として設置されました。今でも僻地の医療とか、民間医療機関が手を出しにくい、不採算部門の医療を担うということが求められております。自治体病院が破綻するということは、地域住民の生活に大きな不安を与え、安心・安全に大きな危機感を与えるということになるというのが現実でございます。

私たちは、今、新山議員さんがおっしゃられましたが、前中本町長が的確にそういうふうに申し上げておるとは思いますが、これらをぜひともクリアしていかなければならない。ハードルは非常に高いと思いますが、私も先頭に立って医師の確保については、その招聘について努力をしてみたいと思っております。

先ほど職務代理者のほうから話がありましたが、例えば大学病院にも十分、先ほど申し上げましたような協議会を通じてお願いをいたしております。また、それだけでは不十分と思ひまして、人材派遣会社とか、またはインターネットでの募集とか、または各人的なネットワークを通じて、医師招聘についていろいろな手を打っております。私もできるだけ同行して、医師の招聘について頑張っていきたいと思っております。皆さん方にもそういう少しでも情報がありましたら、ぜひともお知らせを賜りたいと思っております。

今まで公営企業局のほうで大変な努力をいただいて、過去の経営の状況というのは、非常に優良な自治体病院であるというふうな評価をいただいておりましたが、今ここに来てだんだんと赤字体質になりつつあります。しかしながら、すぐにどうこうということはないと思いますが、長期にわたって赤字体質を続けるということは、経営上にも大きなマイナスになってまいります。そのことにつきましても地域に合った医療を提供するというのが一番大事だと思っておりますので、皆さん方の御支援もよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 新山議員。

議員（4番 新山 玄雄君） ありがとうございます。続いて努力をお願いします。その場合に1点だけちょっと申し上げておきたいと思いますが、特に医療の問題というのは、なかなか今まで住民から見ると近寄りがたいというか、身近に物が言えないというか、そういうふうな雰囲気ちょっとあったような気がします。ですから、ガラス張りにしていただいて、病院の状態がどうなっていると。そして、どういう医療をこれから目指すんだということを、さっきありましたけ

れども、病院もそうですが、自治体も住民も、そして議会も一つになって取り組んでいかなきゃならんと、こういうふうに思いますので、情報開示をしっかりとっていただきたいと思います。

それと、それはそれで終わりますが、限界集落ということでお聞きしたんですが、さっきの御答弁のように、47%ぐらいが限界集落の、人口比でいえばそれぐらいのパーセンテージになる。しかし、まだ何とか頑張ってるわけですよ。住民の皆さんは何とか頑張って、その地域を維持してやろうとしておる。その意欲たるやすばらしいものがあると思います。

ただ現状見ると、合併して本庁はこっちへ来る。つまり役場が遠くなったり、議員も56人から20人になったわけです。ですから、なかなかそういういろんなきめ細かなところまでは行き届かないというのが、今実情になっているのではないかと思います。

各集落においていろいろと取り組んでおりますが、例えば集落でできること、集落自身の人たちができること、そして行政の、自治体のバックアップがあって初めてできること、そしてこれは国や県の尽力、余力がないとできないこと、いろいろ政策課題があると思いますけれども、そういうことをしっかり前に進めるといふか、そういうプロジェクトリーダーといいますかね、そういうものがやはり必要だと思えます。

さっき言いましたけど、そういう人たちがだんだんおらんようになってるわけですから、議員も初めですね。それを意識的に行政のほうでも取り組んでいただきたい。窓口もしっかりしていただきたい。そして、ちゃんと相談に来たら対応をすとか、意識的に、そして持続的に、そしてきめ細かくそういうことをやっていただきたいと思うのであります。議員の我々も、そういうことにみな日々取り組んでおるわけでありましてけれども、これもしっかりした目配りが必要なので、そのことについての御答弁をいただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議員さん仰せのとおり、現在の過疎法でございますが、これ一応来年の3月で切れま。新過疎法が制定される予定でございますので、これはまだ未定でございますが、いずれにいたしましても、そういうことで過疎対策法の計画を組まなければなりません。

議員さん仰せのとおり、限界集落、この対応につきましては、過疎法の計画の中に一緒になって計画をしていくのがいいのか。またこれ別個に切り離して計画をしていくのがいいのか。その計画を立てていく中でも、町内、また関係者の方々、関係自治体の方々の御意見も取り入れながら計画していくということで検討していきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 以上で新山議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結をいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。本日は、これにて散会いたし

ます。

次の会議は、3月24日火曜日午前9時30分から開きます。

午後2時24分散会